

新潟市報道資料

令和5年6月12日

報道各位

新潟市危機管理防災局
危機対策課

「新型コロナウイルス感染症対応に係る振り返り」について

新潟市では、5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が季節性インフルエンザと同様の5類感染症に分類されたことを受け、約3年にわたり対応してきた本市の取組や効果、課題を整理し、今後懸念されている第9波や新たな感染症への対応に備えるため、振り返りを行い、本日、市議会全員協議会で説明しましたのでお知らせします。

■本件についてのお問い合わせ先
危機管理防災局 危機対策課 瀧澤
電話 025-226-1142(内線 31142)

新型コロナウイルス感染症対応の振り返り（5類移行まで）【概要版】

全員協議会 資料 1
令和 5 年 6 月 1 2 日
新潟市新型コロナウイルス
感染症対策本部事務局

1 国内発生から5類移行までの変遷

感染拡大期	ウイルスの特徴	国、県の動き	本市における動き
第1～3波	【初期株】 従来の季節性インフルエンザより感染力は強く高い重症化率 未知のウイルスであり、不明な点が多かった	○R2. 1. 14 国内1例目確認 ○R2. 4. 16 本県に緊急事態宣言 外出の自粛要請、休業協力要請 ○R2. 7. 31 県独自の注意報 ○R2. 11. 11 県独自の注意報	○R2. 2. 29 本市1例目確認⇒市対策本部の設置、学校等の休業、スポーツ施設等の休館、市議会一般質問の中止 ○積極的疫学調査の実施、保健所におけるドライブスルー方式のPCR検査の実施 ○学校園の休業、市立施設の休館 ○特別定額給付金の支給、事業者の休業等に対する協力金の支給 ○商工、観光、農業、医療、福祉など様々な分野の皆様との意見交換 ○保健所業務の応援体制の強化 ○新潟駅前及び古町の店舗や帰省客への注意喚起の実施 ○県と連携した高齢者施設等のPCR検査体制の強化
第4～5波	【アルファ株、デルタ株】 初期株より強い感染力 高い重症化率	○R3. 4. 21 県独自の特別警報 飲食店等に対する時短要請 ○R3. 8. 5 県独自の特別警報 飲食店等に対する時短要請	○飲食店の感染対策の確認・呼びかけ、飲食店従業員へのPCR検査の実施、知事・市長が新潟駅前街頭で注意喚起 ○R3. 5. 15 ワクチン接種開始、集団接種会場の設置や窓口でのネット予約代行 ○飲食店の確認・呼びかけ、新潟駅や新潟空港での帰省客への注意喚起の実施
第6～8波	【オミクロン株】 さらに強い感染力 これまでの株より低い重症化率	○R4. 1. 21 本県にまん延防止等重点措置 飲食店等に対する時短要請 ○R4. 8. 5 県がBA. 5対策強化宣言 ○R5. 5. 8 感染症法上の5類に移行	○市立施設の休館、飲食店の確認・呼びかけ ○医療体制のひっ迫を防ぐため、原則入院から自宅療養への転換 ○検査・療養における重症化リスクの高い方への重点化、有症状者への抗原検査キットの配布、スタンバイパスポートの導入

2 本市の主な取組

本市の対応	○市内の感染状況や緊急事態宣言等に合わせ、全庁体制で対応 ○増大する保健所業務について全庁応援体制で対応
医療提供体制・まん延防止への対応	○感染拡大期の診療・検査体制の強化、感染状況に合わせた調査・検査等の重点化、ハイリスク施設等への支援 ○県医療調整本部やPCC（患者受入調整センター）との連携による療養支援および療養先調整 ○地域の医療機関に個別にワクチン接種の協力依頼を行ったほか、各区集団接種会場での高齢者日時指定などにより接種を推進
社会経済活動への対応	○事業者の事業継続と雇用維持への支援 ○学校や保育園における感染対策や子どもたちの心身に着目した支援の実施 ○市内各種施設的环境整備の実施やガイドラインの策定
市民への広報・情報発信	○市長によるメッセージの発信 ○市ホームページや市報にいがた、市LINE公式アカウントなどによる情報発信 ○差別や偏見は許されないことなど、人権への配慮の呼びかけ

3 成果

県と連携し「オール新潟」として取り組み、他政令市と比較して感染は抑えられた。

医療機関や高齢者施設等への指導やクラスター対応などの細やかな支援を通して、市民に寄り添い、コロナ禍の混乱を乗り越えることができた。

○死亡者の少なさ 政令市 1位（24.3人）（※人口10万人当たり/令和5年5月8日時点）

○陽性者の少なさ 政令市 3位（233.7人）（※人口千人あたりの感染者数/令和5年5月8日時点）

4 課題

- 新たな感染症が発生した場合の速やかな体制整備
- 感染状況や国の方針に応じた医療提供体制の構築
- 新事業展開や成長分野への挑戦を支えるためのきめ細かな支援
- 危機事象発生時における適時適切な情報発信の仕組み・体制づくり

5 今後の対応

- 対応体制については、感染状況に応じた対策本部の設置、予防計画・健康危機対処計画の策定
- 医療提供体制については、県と連携し、感染状況に応じた更なる体制の構築
- 経済、観光等の対応については、社会経済の状況を把握しながら、適時適切な対応の実施
- 情報発信については、新興感染症発生時の体制を整理し、適時適切な情報発信の充実

新型コロナウイルス感染症対応の 振り返り(5類移行まで)

令和5年6月
新潟市

目次

総論

- 1 趣旨 2
- 2 「振り返り」まとめ 3

第1章

- 本市における感染状況 11

第2章

取組、課題及び今後の対応

1 本市の対応

I 対応体制

- ア 推進体制 18
- イ 職員体制 20
- ウ 保健所体制 21
- エ 予算 23
- オ 市議会 26

II	市役所業務体制	
ア	感染防止対策	28
イ	業務体制	30
ウ	市税、保育料、水道料金等の扱い	32
エ	職員採用	40
オ	各種給付金	41
カ	その他	46
III	県との連携	52
2	医療提供体制・まん延防止への対応	
I	感染拡大防止対策	
ア	保健所業務	55
イ	相談体制	66
ウ	検査体制	69

エ	積極的疫学調査	73
オ	ハイリスク施設等への対応	75
カ	避難所における感染防止対策	77
II	医療提供体制	
ア	患者の療養先調整	79
イ	自宅・宿泊療養	81
ウ	救急・入院医療体制	83
エ	患者搬送	87
オ	診療検査体制	90
III	新型コロナワクチン接種	
ア	接種環境	93
イ	市民への広報	96
ウ	ワクチン接種推進体制	97

3 社会経済活動への対応

I 学校等の対応

ア 学校園 100

イ 学校給食 102

ウ 放課後児童クラブ 103

エ 放課後等デイサービス 104

II 保育園の対応 106

III 廃棄物処理の対応 108

IV 市内各種施設の対応

ア 福祉施設（高齢者関連施設など） 110

イ 子育て施設（児童館、子育て支援センター） 112

ウ 文化施設 114

エ スポーツ施設 115

オ 公民館・図書館等 116

カ コミュニティ施設 117

キ 公園等 118

ク	廃棄物関係施設	119
V	経済、観光等への対応	
ア	経済	121
イ	観光	127
ウ	農業	130
エ	地域活動	132
オ	経済社会再興に向けた取り組み	133
4	市民への広報・情報発信	
I	新型コロナウイルス感染症関連情報の発信	
ア	市ホームページによる情報発信	135
イ	各種媒体による情報発信	136
ウ	記者会見での情報発信	138
II	人権への配慮	140

総論

1 趣旨

新型コロナウイルスは、日本国内で令和2年1月中旬以降感染者が確認され始め、令和2年2月29日に本市で初めて感染者が確認されました。

本市では、同日付で「新潟市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、感染症に対する体制を強化し、令和5年5月8日までに同対策本部会議を33回、関係部長等による関係者会議を166回開催して、情報収集・共有や施策の決定に努めてきました。

拡大する新型コロナウイルスの対策のため、国において緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令された他、県内の感染状況に応じて新潟県が独自に基準を定めて注意報や警報、特別警報を発表し、感染対策を呼びかけてきました。

本市においても、国や県と緊密に連携し、感染状況に合わせた対策を執ってきましたが、この度、今般の新型コロナウイルスが、令和5年5月8日付けで「5類感染症」に変更されたことを受けて、本市の約3年にわたる感染症対策を振り返り、5類移行後の感染拡大や新たな感染症への対応に備えるものです。

2 「振り返り」まとめ

国内発生から5類移行までの変遷

感染拡大期	ウイルスの特徴	国、県の動き	本市における動き
第1～3波	【初期株】 従来の季節性インフルエンザより感染力は強く高い重症化率 未知のウイルスであり、不明な点が多かった	○R2.1.14国内1例目確認 ○R2.4.16本県に緊急事態宣言 外出の自粛要請、休業協力要請 ○R2.7.31県独自の注意報 ○R2.11.11県独自の注意報	○R2.2.29本市1例目確認⇒市対策本部の設置、学校等の休業、スポーツ施設等の休館、市議会一般質問の中止 ○積極的疫学調査の実施、保健所におけるドライブスルー方式のPCR検査の実施 ○学校園の休業、市立施設の休館 ○特別定額給付金の支給、事業者の休業等に対する協力金の支給 ○商工、観光、農業、医療、福祉など様々な分野の皆様との意見交換 ○保健所業務の応援体制の強化 ○新潟駅前及び古町の店舗や帰省客への注意喚起の実施 ○県と連携した高齢者施設等のPCR検査体制の強化
第4～5波	【アルファ株、デルタ株】 初期株より強い感染力 高い重症化率	○R3.4.21県独自の特別警報 飲食店等に対する時短要請 ○R3.8.5県独自の特別警報 飲食店等に対する時短要請	○飲食店の感染対策の確認・呼びかけ、飲食店従業員へのPCR検査の実施、知事・市長が新潟駅前街頭で注意喚起 ○R3.5.15ワクチン接種開始、集団接種会場の設置や窓口でのネット予約代行 ○飲食店の確認・呼びかけ、新潟駅や新潟空港での帰省客への注意喚起の実施
第6～8波	【オミクロン株】 さらに強い感染力 これまでの株より低い重症化率	○R4.1.21本県にまん延防止等重点措置 飲食店等に対する時短要請 ○R4.8.5県がBA.5対策強化宣言 ○R5.5.8感染法上の5類に移行	○市立施設の休館、飲食店の確認・呼びかけ ○医療体制のひっ迫を防ぐため、原則入院から自宅療養への転換 ○検査・療養における重症化リスクの高い方への重点化、有症状者への抗原検査キットの配布、スタンバイパスポートの導入

2 「振り返り」まとめ

主な取組

本市の対応	<ul style="list-style-type: none">○ 市内の感染状況や緊急事態宣言等に合わせ、全庁体制で対応○ 増大する保健所業務について全庁応援体制で対応
医療提供体制・まん延防止への対応	<ul style="list-style-type: none">○ 感染拡大期の診療・検査体制の強化、感染状況に合わせた調査・検査等の重点化、ハイリスク施設等への支援○ 県医療調整本部やPCC(患者受入調整センター)との連携による療養支援および療養先調整○ 地域の医療機関に個別にワクチン接種の協力依頼を行ったほか、各区集団接種会場での高齢者日時指定などにより接種を推進
社会経済活動への対応	<ul style="list-style-type: none">○ 事業者の事業継続と雇用維持への支援○ 学校や保育園における感染対策や子どもたちの心身に着目した支援の実施○ 市内各種施設の環境整備の実施やガイドラインの策定
市民への広報・情報発信	<ul style="list-style-type: none">○ 市長によるメッセージの発信○ 市ホームページや市報にいがた、市LINE公式アカウントなどによる情報発信○ 差別や偏見は許されないことなど、人権への配慮の呼びかけ

取組の結果

死亡者の少なさ 24.3人 政令市 1位

※人口10万人当たり/令和5年5月8日時点

陽性者の少なさ 233.7人 政令市 3位

※人口千人あたりの感染者数/令和5年5月8日時点

県と連携し「オール新潟」として取り組み、

他政令市と比較して感染は抑えられた。

医療機関や高齢者施設等への指導やクラスター対応などの

細やかな支援を通して、市民に寄り添い、

コロナ禍の混乱を乗り越えることができた。

今後の対応

- 対応体制については、感染状況に応じた対策本部の設置、予防計画および健康危機対処計画の策定
- 医療提供体制については、県と連携し、感染状況に応じた更なる体制の構築
- 経済、観光等の対応については、社会経済の状況を把握しながら、適時適切な対応の実施
- 情報発信については、新興感染症発生時の体制を整理し、適時適切な情報発信の充実

2 「振り返り」まとめ

	取組と効果	課題	今後の対応
対応体制	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の感染状況や緊急事態宣言等に合わせ、全庁体制で対応 ○保健所業務への全庁職員応援により、感染拡大時も速やかに陽性者支援を実施 ○感染症対策等の補正予算の編成や基金の設置・活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな感染症が発生した場合の速やかな体制整備 ○度重なる感染者の急増により、保健所の一部職員を中心に負担が増大 ○時機を捉えた効果的な予算編成 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染状況に応じて、対策本部等を設置するようマニュアル等を整備 ○予防計画および健康危機対処計画の策定、訓練の実施 ○感染拡大防止と社会経済活動との両立を図るべく、適時適切な予算対応
市役所業務体制	<ul style="list-style-type: none"> ○テレワークや時差勤務、特別休暇の運用整備等 ○市税のwebでの申告や納税を推進することによる感染拡大防止 ○各種料金等の減免 ○特別定額給付金や各種給付金を支給 	<ul style="list-style-type: none"> ○テレワークを活用しにくい職場・職種がある ○証明のコンビニ交付に必要なマイナンバーカードの普及 ○事務の複雑化、業務量の増大 ○膨大な事務量が発生する中での速やかな給付 	<ul style="list-style-type: none"> ○業務体制維持のため、適時適切に対応 ○郵送申告、電子申告の推奨 ○国の方針や課題に応じて対応
県との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○「新潟県・県内30市町村緊急共同宣言」や「東北・新潟共同メッセージ」の発出 ○知事と市長が共同で街頭での呼びかけを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○広域自治体である県の役割が大きいことから、県の方針等を早期に共有し、市町村が一体となって情報発信できる体制が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○県の方針を速やかに市町村が共有できる体制を県と協議

2 「振り返り」まとめ

	取組と効果	課題	今後の対応
感染拡大防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ○まん延防止、陽性者・濃厚接触者の不安軽減、陽性者の重症化予防 ○感染状況に合わせた重点化等対応方法の変更 ○高齢者施設等への相談支援体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染状況や国方針に応じた体制づくり ○即応性のある行動計画・体制構築 ○感染拡大時のクラスター発生施設に対する保健所対応力の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○予防計画および健康危機対応計画の策定、訓練の実施 ○初期段階より、専門対応チームの立ち上げに向けた準備や体制づくり ○ハイリスク施設等に対する平時からの感染対策の備えの支援
医療提供体制	<ul style="list-style-type: none"> ○県との連携による療養支援及び療養先調整 ○感染拡大時の診療検査体制強化及び休日・夜間の医療提供体制整備 ○5類移行に向けた患者受け入れ体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○中核を担う職員の超過勤務の増加 ○感染者増加時の医療機関ひっ迫及び診療検査体制の強化 ○患者情報管理等の効率化 	<ul style="list-style-type: none"> ○県と連携し、感染状況に応じた体制の構築検討 ○入院調整に係るマニュアル等整備 ○感染状況に応じた診療検査体制の強化検討
新型コロナワクチン接種	<ul style="list-style-type: none"> ○個別接種とともにニーズに応じた集団接種環境を整備 ○対象に応じた広報を展開 ○接種率は政令市トップクラス 	<ul style="list-style-type: none"> ○若者を中心とした現役世代の接種率の低下を懸念 ○国からの情報が遅く、計画的な企画・広報が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ○即時性の高い広報ツールを活用し、必要な情報を提供 ○引き続き接種環境を整え、効率的な運営を実施

2 「振り返り」まとめ

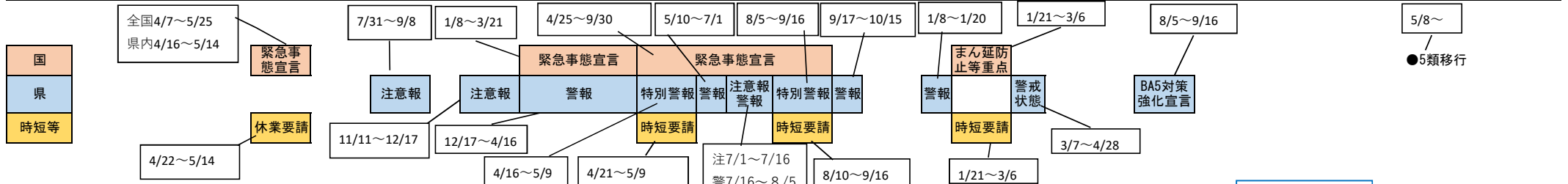
	取組と効果	課題	今後の対応
学校等の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○学校園における感染対策、子どもたちの心身に着目した支援、学びの保障 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校内での濃厚接触者の特定作業や感染対策に係る学校園現場の負担 	<ul style="list-style-type: none"> ○国や専門家が示す感染対策をベースとして、現場の負担軽減を図りながら、教育活動の継続と感染拡大防止を両立
保育園の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大状況に応じた国の通知に従い、保健所等の関係機関と連携しながら、保育施設でのリスク管理の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育の性質上、3密回避が困難であり、保育施設での感染拡大防止策 	<ul style="list-style-type: none"> ○基本的な感染対策と、園児の密集を避けた保育の実施
市内各種施設の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○保健所や新潟医療関連感染制御コンソーシアムとの連携による高齢者関連設等への感染対策研修実施 ○施設種別毎にガイドラインを作成 ○感染状況に合わせた休館や飲食の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者関連施設等の自律的な感染対策の実施、嘱託医や協力医療機関との緊密な連携 ○文化・スポーツ・交流活動等に親しむ機会の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健所と連携し、高齢者関連施設等が継続してサービスを提供できる業務体制の構築を支援 ○早期のガイドラインの作成や市民活動への支援
経済、観光等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の事業継続と雇用維持への支援 ○新潟市新しい観光スタイルの検討、推進 ○あんしん宿泊割引キャンペーン等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○新事業展開や成長分野への挑戦を支えるためのきめ細かな支援 ○働き方の変化や地方での暮らしに関心が高まっていることを踏まえた施策 ○観光客の大幅な増加を見据えた観光業界の受入態勢強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○高付加価値の事業展開や販路開拓、設備投資による競争力強化などによる事業継続、社会経済活動の活性化に向けた消費喚起の取り組みを支援 ○観光関係者と緊密に連携しながら、効果的な施策を展開 ○社会経済の状況を把握しながら、適時適切な対応の実施

2 「振り返り」まとめ

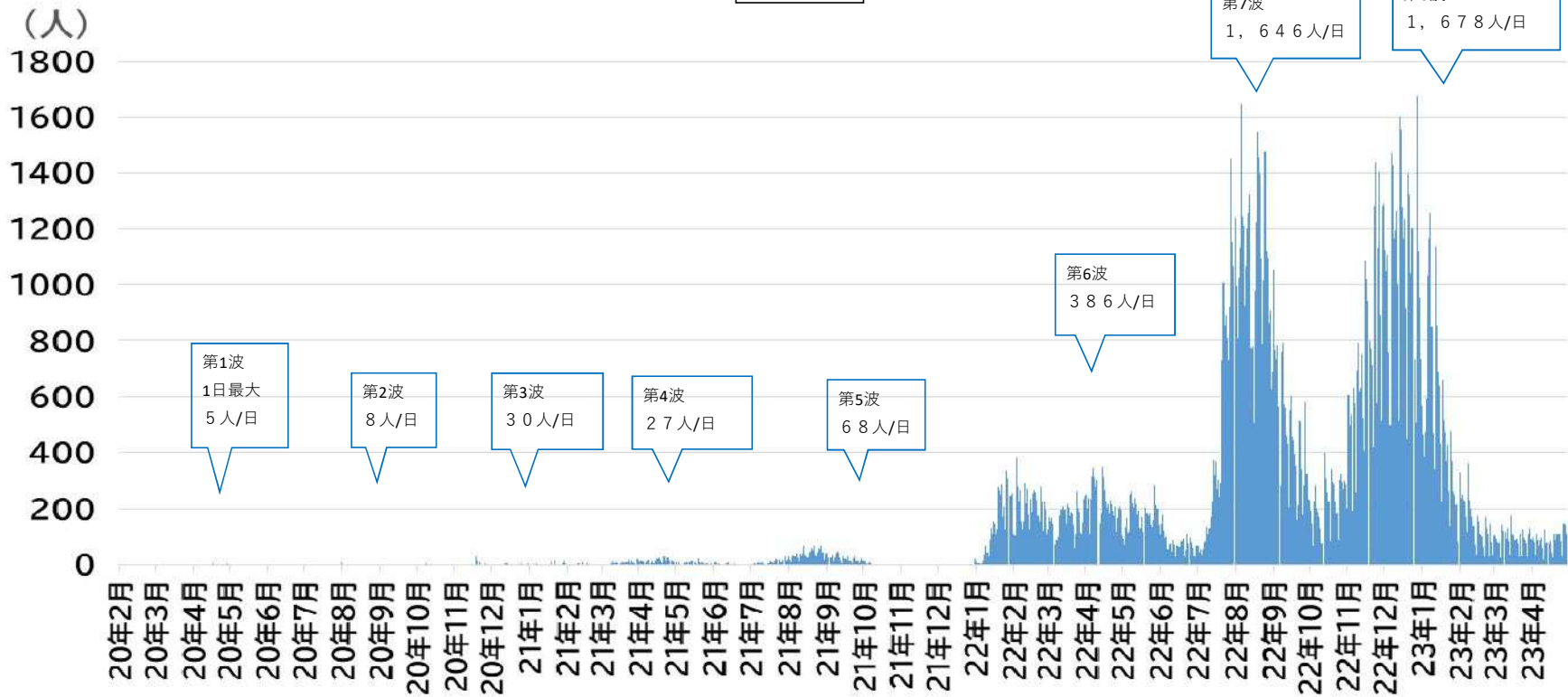
	取組と効果	課題	今後の対応
新型コロナウイルス関連情報の発信	<ul style="list-style-type: none">○市長によるメッセージの発信○市ホームページによる情報発信○市報にいがたや市LINE公式アカウントなど、各種媒体による情報発信○定例記者会見等による情報発信○差別や偏見は許されないことなど、人権への配慮の呼びかけ	<ul style="list-style-type: none">○全庁横断的な情報の集約と、集約した情報の適切な分類、各広報媒体の特性や対象、内容などに応じた媒体の選定など危機事象発生時における適時適切な情報発信の仕組み・体制づくり○感染症が広がる早期から、ウイルスの特性、差別や偏見が許されないものであることの情報発信	<ul style="list-style-type: none">○新興感染症発生時に早急に仕組みや体制を整理し、様々な媒体を組み合わせた適時適切な情報発信の充実○感染が広がる早い段階から、ウイルスの特性や調査の必要性、人権への配慮に関する情報発信

新型コロナウイルス感染症 5類移行までの変遷

	令和元年度			令和2年度												令和3年度												令和4年度												令和5年度								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
WHOの宣言等	1/31 PHEIC宣言(国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態) 2/12名称をCOVID-19としたと公表 3/11パンデミック相当との見解を示す																														5/5 PHEIC終了宣言																	
波				1波			2波						3波			4波			5波			6波			7波			8波																				
コロナ株				初期株						アルファ株			デルタ株						オミクロン株(BA1/BA2)			オミクロン株(BA5)			オミクロン株(複数)																							



【新規感染者数】



第1章

本市における感染状況

第1章 本市における感染状況

○概要

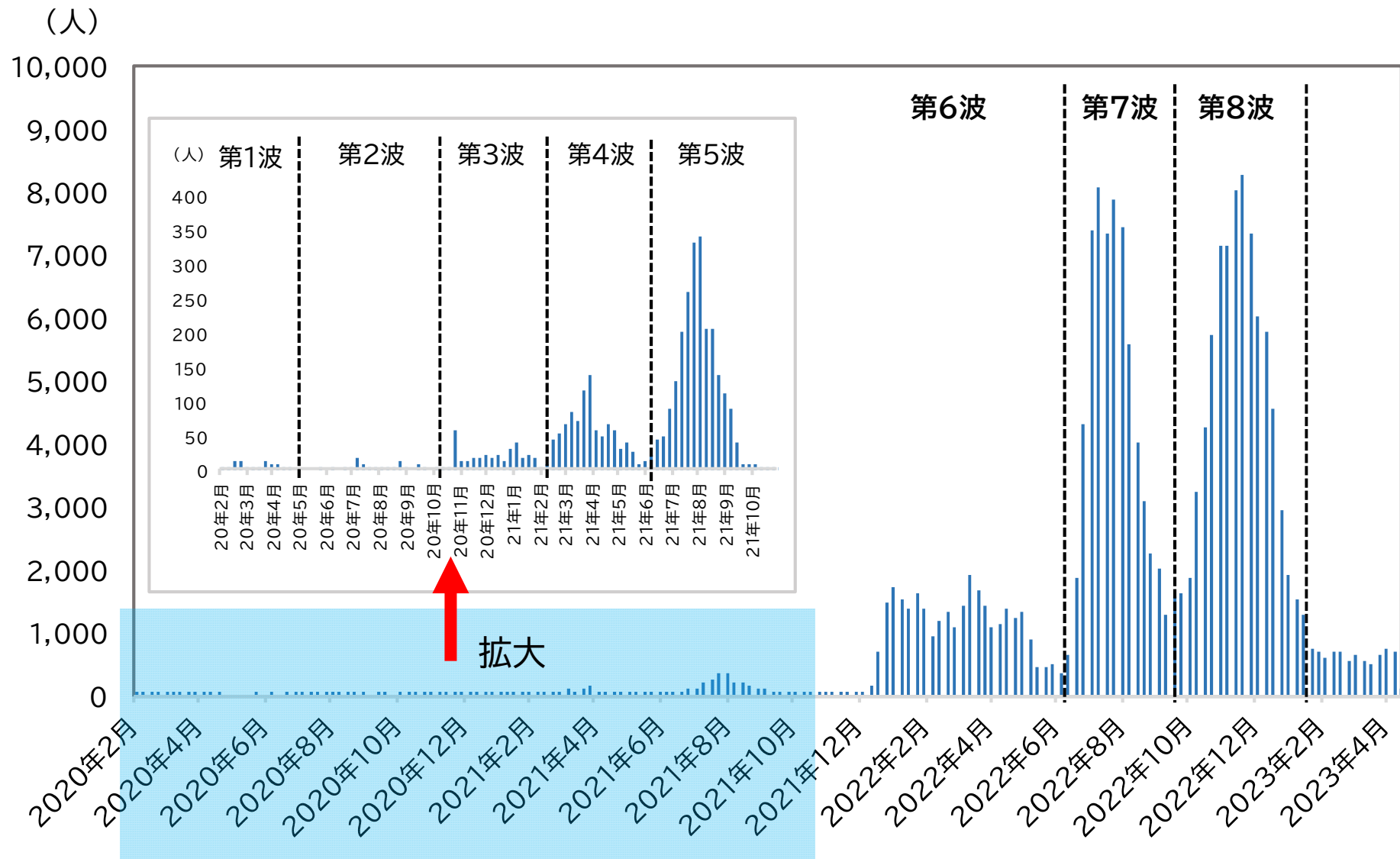
令和2年2月29日に市内1例目の感染が確認され、5類感染症と位置づけ変更された
令和5年5月8日（公表）までに184,483名の感染が確認された。
約3年2か月の間に8つの感染のピークが見られた。

○期間ごとの感染者数（公表日ベース）

波	期間	感染者数
第1波	令和2年 2月29日 ~ 令和2年 5月31日	63人
第2波	令和2年 6月 1日 ~ 令和2年10月31日	60人
第3波	令和2年11月 1日 ~ 令和3年 2月28日	306人
第4波	令和3年 3月 1日 ~ 令和3年 6月30日	915人
第5波	令和3年 7月 1日 ~ 令和3年12月31日	2,309人
第6波	令和4年 1月 1日 ~ 令和4年 6月30日	29,559人
第7波	令和4年 7月 1日 ~ 令和4年 9月30日	61,640人
第8波	令和4年10月 1日 ~ 令和5年 1月31日	79,403人
第8波以降	令和5年 2月 1日 ~ 令和5年 5月 8日	10,228人
	合計	184,483人

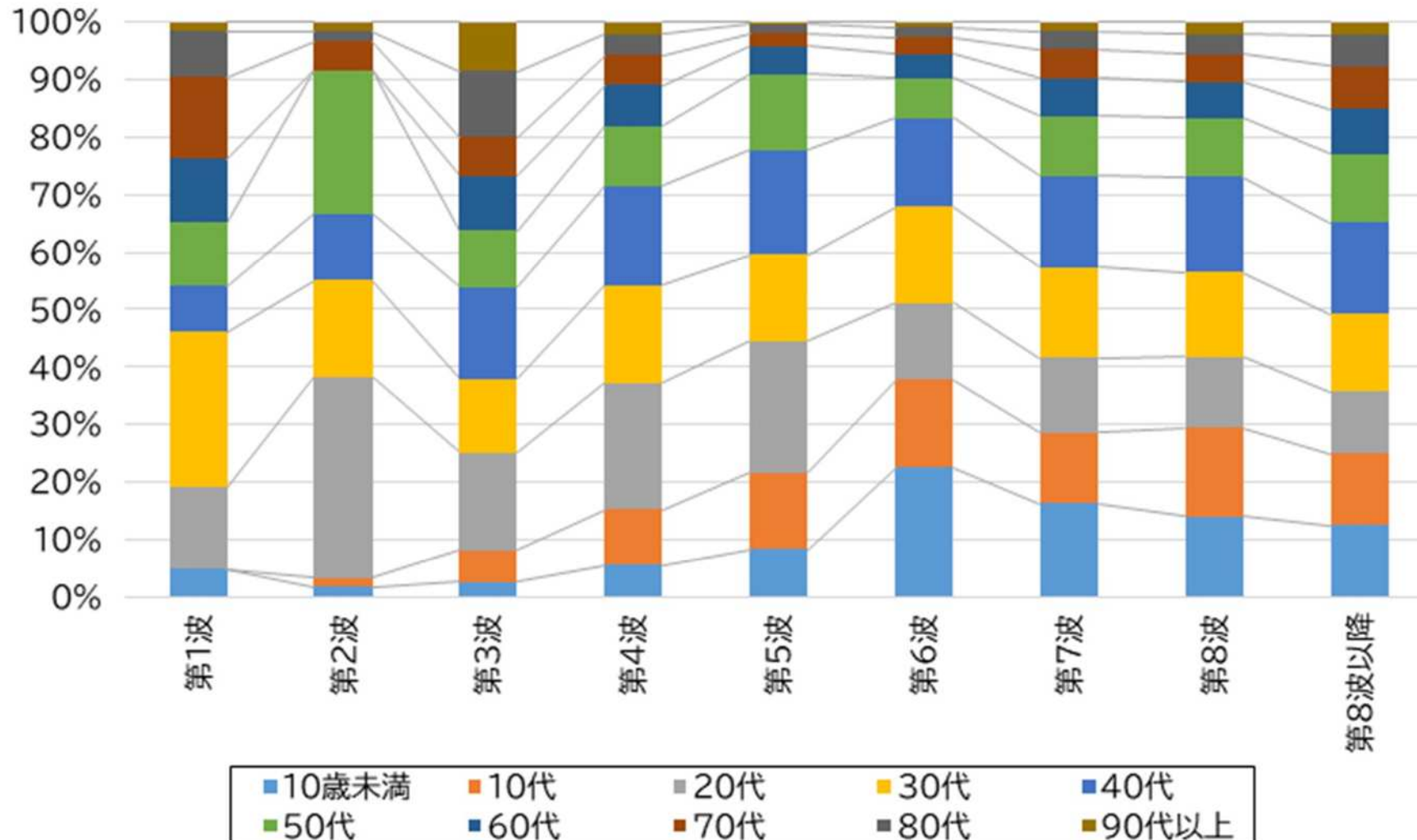
第1章 本市における感染状況

○ 1週間ごとの感染者数の推移(公表日ベース)



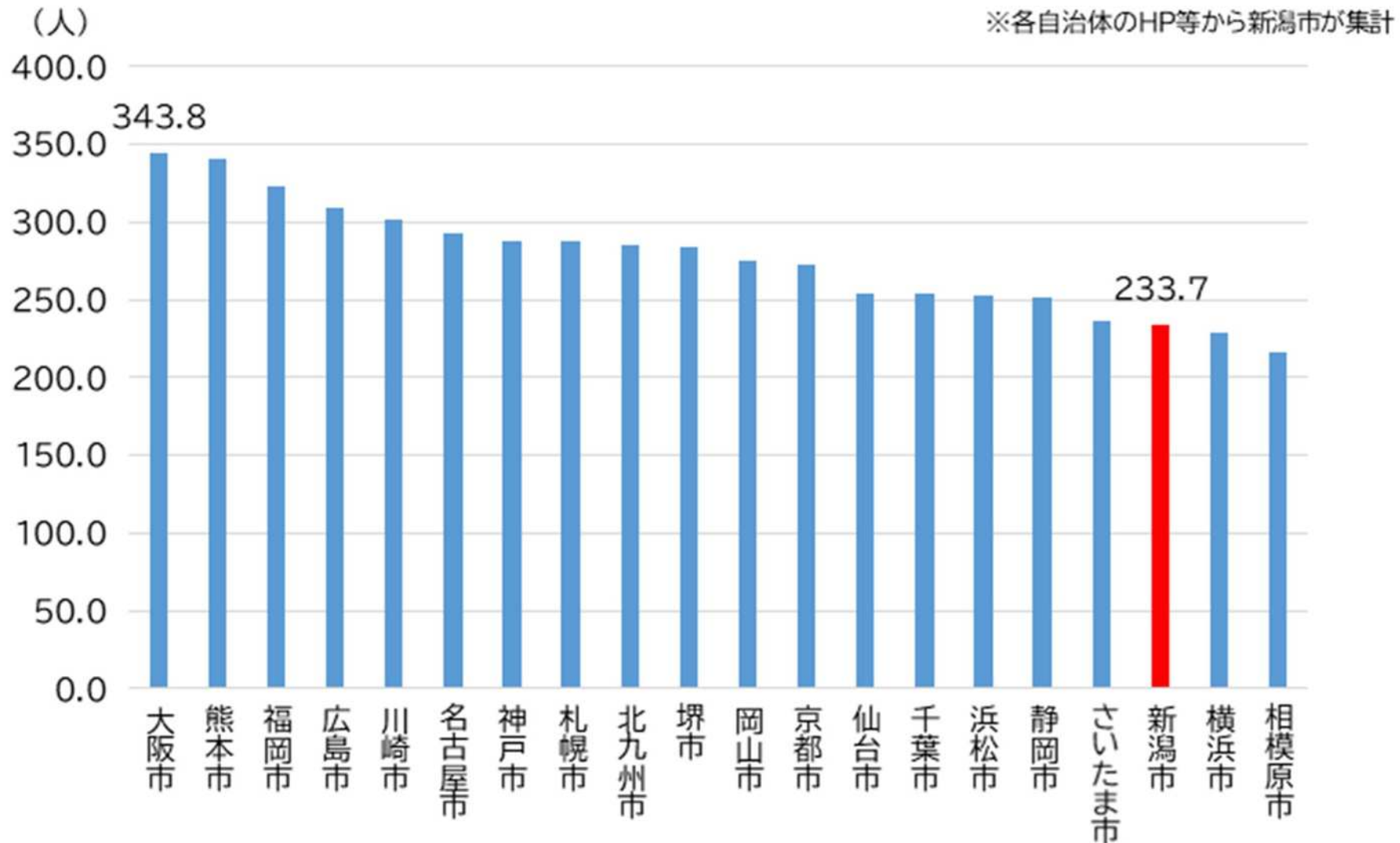
第1章 本市における感染状況

○ 感染の波ごとの年代別感染割合



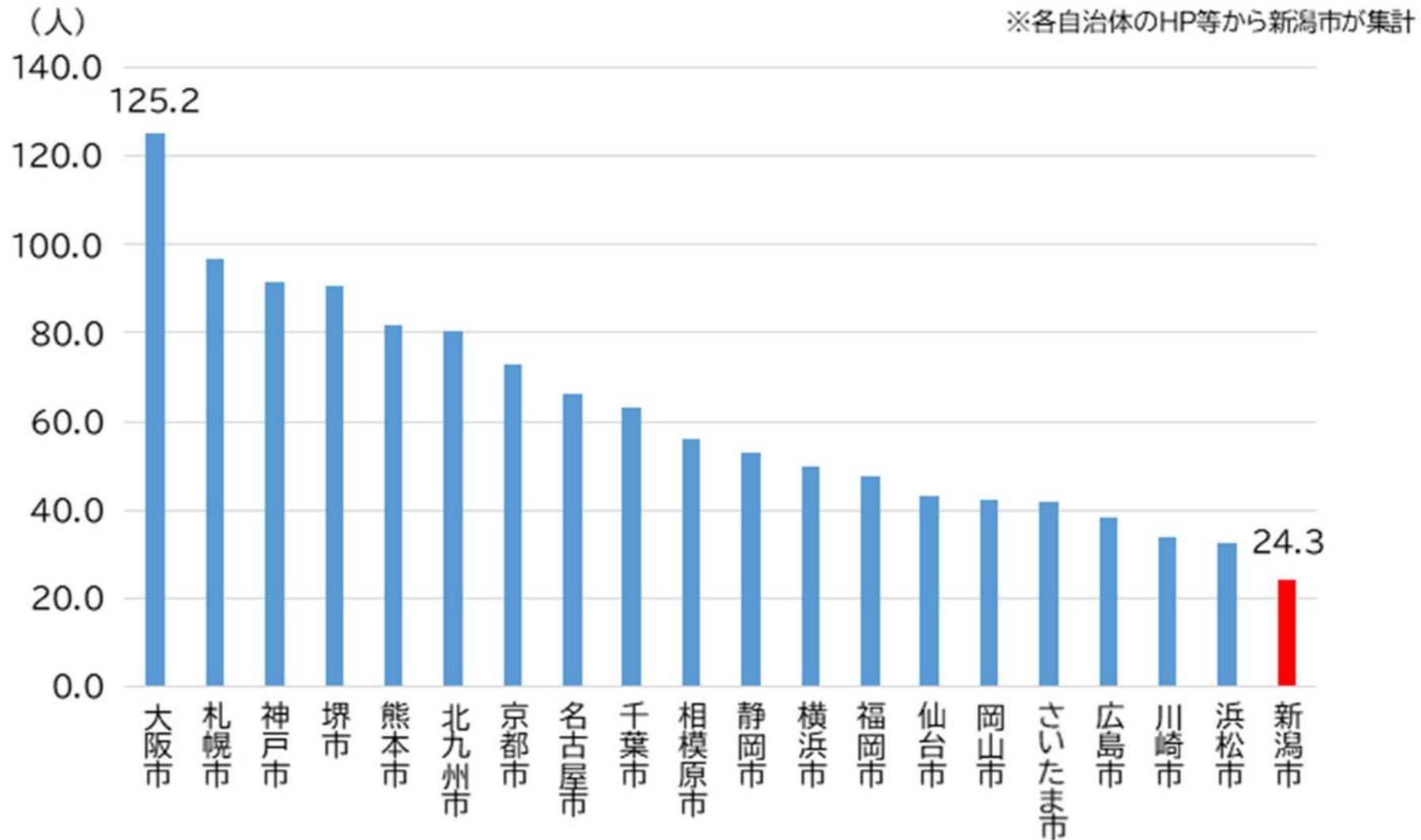
第1章 本市における感染状況

○ 人口千人あたりの感染者数(政令市比較)



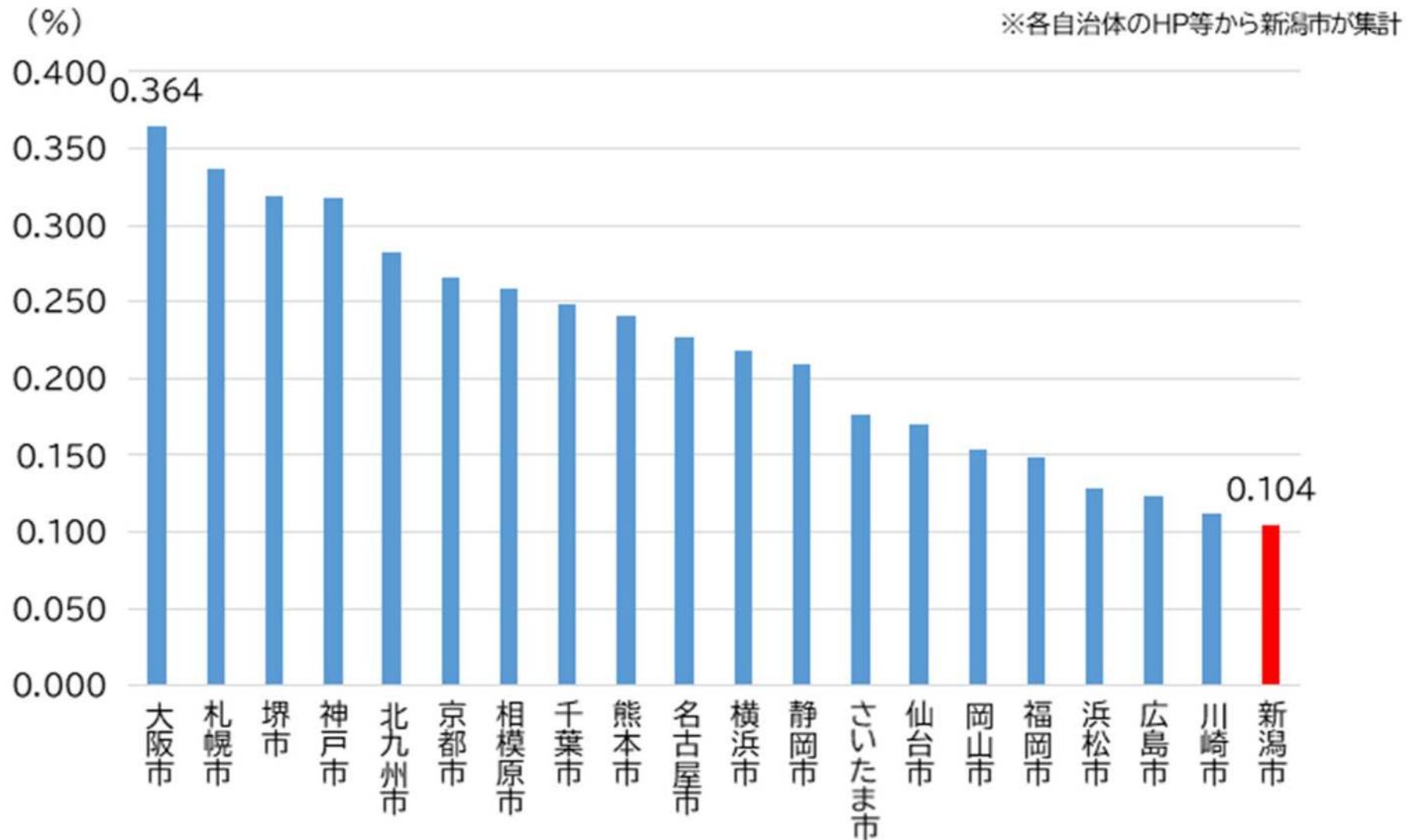
第1章 本市における感染状況

○ 人口10万人あたりの死亡者数(政令市比較)



第1章 本市における感染状況

○ 陽性者における死亡率(政令市比較)



第2章 取組、課題及び今後の対応

1 本市の対応

I 対応体制

ア 推進体制

【取組と効果】

- ・新型コロナウイルス感染症に対しては、市内の感染状況や緊急事態宣言の発令等に合わせ、下記のとおり全庁的な推進体制で対応。
- ・国や県の動向や本市の感染状況等を全庁で共有し、状況に応じた対策の実施を決定

設置期間	期間中の主な事象	根拠法等	本市の体制	期間中の会議	
R2.1.31～		新潟市危機管理基本方針	感染症対策庁内連絡会議(任意設置)	連絡会議(第1回～第3回)	二役や関係部長等による新型コロナウイルス感染症対策関係者会議を5類移行時点で166回開催。5類移行後も必要に応じて開催する。
R2.2.29～	市内1例目発生	新潟市新型インフルエンザ等対策行動計画	新潟市新型コロナウイルス感染症対策本部(任意設置)	本部会議(第1回～第10回)	
R2.4.7～	緊急事態宣言(1回目)	新型インフルエンザ等対策特別措置法	新潟市新型コロナウイルス感染症対策本部(法的措置)	本部会議(第1回～第6回)	
R2.5.26～	緊急事態宣言の解除	新潟市新型インフルエンザ等対策行動計画	新潟市新型コロナウイルス感染症対策本部(任意設置)	本部会議(第11回～第14回)	
R3.1.8～	緊急事態宣言(2回目)	新型インフルエンザ等対策特別措置法	新潟市新型コロナウイルス感染症対策本部(法的措置)	本部会議(第7回)	
R3.3.22～	緊急事態宣言の解除	新潟市新型インフルエンザ等対策行動計画	新潟市新型コロナウイルス感染症対策本部(任意設置)	本部会議(第15回～第16回)	
R3.4.25～	緊急事態宣言(3回目)	新型インフルエンザ等対策特別措置法	新潟市新型コロナウイルス感染症対策本部(法的措置)	本部会議(第8回～第12回)	
R3.10.1～	緊急事態宣言の解除	新潟市新型インフルエンザ等対策行動計画	新潟市新型コロナウイルス感染症対策本部(任意設置)	本部会議(第17回～第20回)	
R5.5.8～	5類移行	新潟市危機管理基本方針	新潟市新型コロナウイルス感染症対策本部(任意設置)	本部会議(第1回～)	

ア 推進体制

【課題】

- 5類移行後も、ウイルスがなくなるわけではなく、感染拡大時には全庁的な対応が必要
- 新たな感染症が発生した場合の速やかな体制整備

【今後の対応】

○5類移行後の対応

- 新潟市新型コロナウイルス感染症対策本部を当面継続

○新興感染症発生時の対応

- 国や県の動向を注視し、感染状況に応じて、速やかに対策本部等を設置できるよう、マニュアル等を整備

イ 職員体制

【取組と効果】

○感染症が拡大した令和2年3月以降、自宅療養者の経過観察や濃厚接触者の追跡をはじめとした感染拡大防止、ワクチン接種に伴う業務に対応するため、保健所への職員の増員や兼務発令等を行い、組織横断的な体制を構築し対応した。

○特に、令和3年5月にはワクチン接種の加速化を図るため、ワクチン接種にかかる担当課長やワクチン接種サポートチームを設置し、部局や職種に関わらず全庁を挙げて取り組んだ。

【課題】

組織横断的な体制を構築したものの、度重なる感染者の急増により業務が増加し、職員負担が大きくなった。

【今後の対応】

○5類移行後の対応

業務量の変化に応じた業務体制の再構築を進める。

○新興感染症発生時の対応

遅滞なく業務体制の強化を図れるよう、新型コロナウイルス感染症に対応したノウハウを有効に活用する。

ウ 保健所体制

【取組】

○感染状況や国の対応方針の変更により、業務量が大幅に増減する中で、感染症対策室が中心となり人員調整をはじめとした体制の整備や、業務の効率化の推進などを実施した

	感染症対策室		ワクチンチーム	
職員数の調整 (最大時)	正規職員	感染症対策室で通常業務を実施しながら対応 保健師 7名 → 8名 事務係員 2名 → 2名 兼務係員 0名 → 3名	正規職員	専任チームを立上げ対応 専任課長 1名 補佐 2名 係長 4名 係員 15名
	臨時職員	事務 2名 → 9名 看護師 0名 → 1名 搬送職員 0名 → 1名	臨時職員	事務 1名
応援職員 (最大時)	保健師 最大1日あたり	全庁保健師 11名	職員(長期) 3か月	係員 4~8名
	職員(長期) 1~2か月	補佐 4名 事務 4名	全庁応援	集団接種会場の会場責任者に従事 その他サポートチームによる 広報業務等の支援等
	職員(短期) 1~5日応援	事務 45名		
	部内応援	聞き取り調査・入力業務・電話相談 ※陽性判明から最大2日後までに調査を実施するために、随時応援を調整(1日に複数回の調整を実施)	部内応援	電話対応・接種券前倒し発行にかかると申請データの処理など、業務状況に応じて随時対応

ウ 保健所体制

【効果】

- 感染拡大時にも、全庁職員応援を受けて取り組んだことにより、遅延による大きな問題が生じることなく速やかに陽性者支援を実施できた(最大陽性判明2日後までに連絡調整)

【課題】

- 短期応援職員の派遣が繰り返し実施されたことにより、業務の中枢を担う保健所一部職員に大きな負担がかかった
- 初期段階より計画立案、マネジメントできる専門対応チームを早期に配置するなど、体制の見直しが必要

【今後の対応】

○5類移行後の対応

- ・相談機能、高齢者施設等への支援、医療提供体制の整備などの業務を実施

○新興感染症発生時の対応

- ・予防計画および健康危機対処計画の策定、訓練の実施
- ・初期段階より、専門対応チームの立ち上げ(調整、マネジメント経験のある職員)に向けた準備や体制づくり

エ 予算

新型コロナウイルス感染症対策協力基金について

【取組と効果】

○新型コロナウイルス感染症対策協力基金の設置・活用

- ・医療提供体制の整備、感染拡大の防止、市民生活・地域経済の回復に向けた事業の財源とするため、令和2年5月に設置
- ・3億6,805万円を積立(令和4年度末現在)
- ・3億4,000万円を取崩し予定(令和3年度決算+令和4・5年度予算)

【今後の対応】

○5類移行後の対応

- ・基金の廃止については、今後の状況を見ながら検討

○新興感染症発生時の対応

- ・感染状況等を踏まえ、基金設置の必要性を検討

エ 予算

補正について

【取組と効果】

○補正予算の編成

新型コロナウイルス感染症に係る国予算の成立等を受け、感染症対策、緊急経済対策、物価高騰対策などの必要な経費について予算計上

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度（5/7まで）
2.8億円	1,005.6億円	288.2億円	284.3億円	22.1億円

【課題】

- ・限られた情報の中、時機を捉えた効果的な予算編成作業を進めなければならない。
- ・市議会への予算案の提示から議決に至るまでに大きなタイムラグがある。

【今後の対応】

○5類移行後の対応

社会経済活動を平時に戻すべく、適時適切な予算上の対応を図っていく。

○新興感染症発生時の対応

感染拡大防止を念頭に、社会経済活動との両立を図るべく、適時適切な予算上の対応を図っていく。

工 予算

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について

【交付状況】

○令和2年度 9,167,892千円（感染症対応分）

○令和3年度 5,761,513千円

<内訳> ・感染症対応分 5,057,319千円
 ・事業者支援分 704,194千円

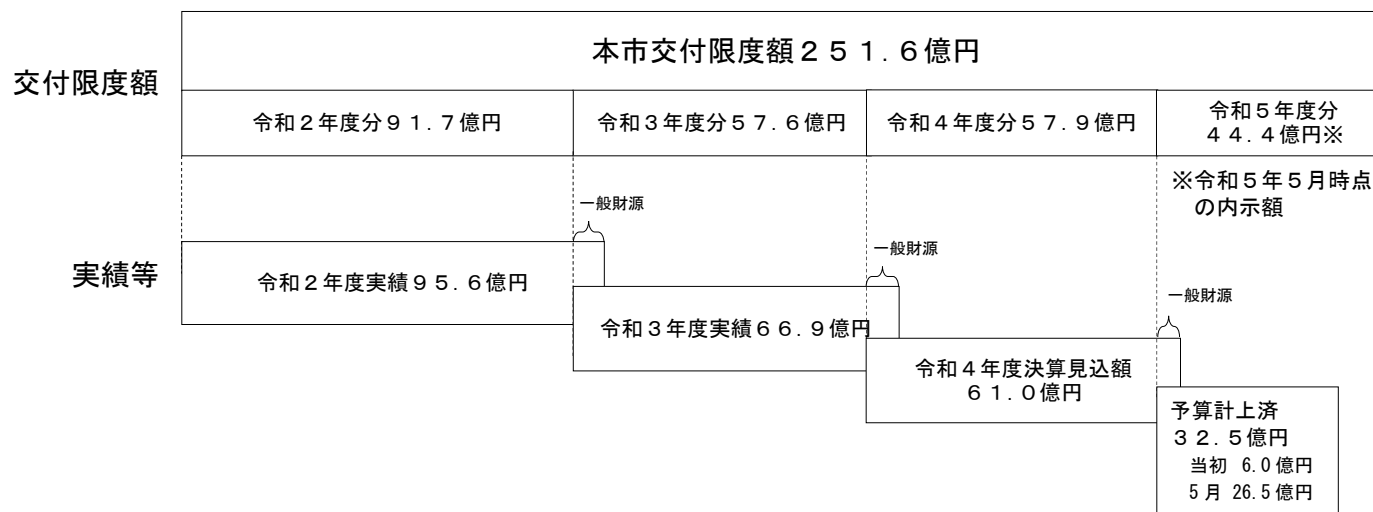
○令和4年度 5,788,147千円

<内訳> ・感染症対応分 2,263,197千円
 ・原油価格・物価高騰対応分 1,831,772千円
 ・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金 1,693,178千円

○令和5年度 4,447,368千円（内示額）

<内訳> ・感染症対応分 460,000千円
 ・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金 3,987,368千円

【活用状況】



<内訳>
 ・低所得世帯支援枠 2,022,066千円
 ・推奨事業メニュー 1,965,302千円

オ 市議会

【取組と効果】

＜取組＞ 1 令和2年5月1日より以下の取組を実施

- ① 会議室等における換気の実施
- ② 手指消毒の実施
- ③ マスク着用
- ④ 議会運営委員会及び全員協議会の会場変更
- ⑤ 傍聴自粛のお願い
- ⑥ 健康管理の徹底及び体調不良時の登庁自粛

2 一般質問の中止(令和2年2月定例会)

3 動画配信による議会報告会の実施

4 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の期間
の視察受入の制限

5 行政視察の中止(令和2・3年度)

6 アクリル板の設置

7 対応フローの作成

＜効果＞ 上記対応策を実施することにより、議会内でのクラスターの発生を防止し、議会運営に支障をきたすことがなかった。

【課題】

特になし

【今後の対応】

○5類移行後の対応

すべての取組を廃止し、個人の判断に委ねることとする。

○新興感染症発生時の対応

発生時の状況により対応方針を作成する。

Ⅱ 市役所業務体制

ア 感染防止対策

【取組と効果】

業務執行体制を保持するため、テレワークの積極的な活用や時差勤務、出勤困難時の特別休暇の運用整備等を行った。

取組の結果、感染防止対策と業務体制維持につなげることができた。

【課題】

テレワークを活用しにくい職場・職種があるなど、テレワーク実施にあたっての課題が明らかとなった。

【今後の対応】

○5類移行後の対応

新型コロナウイルス感染症に対応するため実施した一部制度の運用は終了したが、テレワークは働き方改革等の観点から課題を整理しながら、引き続き積極的に活用する。また、感染防止行動については、業務執行体制確保の観点から一部を継続する。

○新興感染症発生時の対応

国からの技術的助言等を参考に、業務体制維持のため適時適切に対応する。

ア 感染防止対策

消防局独自の対策について

【取組と効果】

- マスクの着用、出勤前後の体温測定、換気・消毒などの基本的な感染防止対策を徹底
- 会議や研修等の定員に制限 →職場内クラスターの発生防止、消防体制の確保
- 消防署所における仮眠室の個室化、トイレ手洗器の自動水洗化
- 寝具カバー等の個人使用
- 庁舎内の衛生管理の徹底(換気・消毒)
- 執務室、消防指令管制センターの分散化 →課内の感染リスクの軽減の分散化
- 窓口対応の感染防止対策(消毒用アルコール、検温器、パーティション設置等)
→クラスター発生と業務停止の回避、職員間の心理的ストレスの軽減

【課題】

- 現場活動における感染リスクに加え、24時間の交替制勤務における職員同士の感染リスクの高さから、より一層厳しい感染防止対策の徹底を実施しているが、長期化するに従って、気の緩みが出ないように意識付けを図る必要があった。
- 各製品の供給不足や値上り、工事関係者の陽性者発生により、工期や納期が平時よりかかってしまい、感染防止対策に時間を要した。平時からの備えの重要性を再認識した。

【今後の対応】

- 5類移行後の対応
 - ・庁舎、貸与品に関しては衛生管理上必要であるため原則継続する。
- 新興感染症発生時の対応
 - ・本取組みを基本とし、感染状況等を注視しながら必要な対応を実施する。

イ 業務体制

【取組と効果】

○市民のワクチン接種の加速化に資するため、職員及びその家族に対し職域接種を実施した。

○執務室内に飛沫防止パネルやサーキュレーター等を設置した。また、衛生設備の非接触化工事等を実施するなど感染防止対策を行った。

【課題】

職域接種を実施するにあたり、医療機関等からの協力を得ることが困難だった。

【今後の対応】

○5類移行後の対応

引き続き感染対策を行う。

○新興感染症発生時の対応

- ・保健所と連携し職域接種の必要性を判断する。
- ・必要な備品を確保しておき速やかに対応する。

イ 業務体制

消防局独自の体制について

【取組と効果】

○職員や家族の感染によって勤務人員の確保が困難になった場合の業務継続計画を策定し、各所属の実施事項を明確にした。

→万が一の際にも消防力を維持できる体制を確立

○市民問合せ対応の強化

→保健所や相談センターを案内

○感染疑いキーワード聴取の徹底

→活動隊の確実な感染防止対策

○通信指令員の配置強化

→119受付時のバックアップ体制の強化

【課題】

○災害対応要員を確保するため、一時的に勤務体制を変更するなど、職員負担が大きくなることがあった。

○感染疑いキーワードの取得に要する聴取時間が増加した。

【今後の対応】

○5類移行後の対応

・個人の判断を尊重しつつ、体調の自己管理を徹底し、場面に応じてマスクを着用するなど、基本的な感染防止対策を実施し、引き続き消防体制の維持を図る。

・119聴取内容(発熱、接触歴等)の簡素化

ウ 市税、保育料、水道料金等の扱い

市民税について

【取組と効果】

- 各種税の申告・納期限を延長し、申告会場・窓口等での混雑解消により感染拡大防止に努めた。
- 課税(所得)証明書のコンビニ交付サービスを導入した。

【課題】

- 課税(所得)証明書のコンビニ交付サービスは、マイナンバーカードを利用することから同カードのさらなる普及推進が必要

【今後の対応】

○5類移行後の対応

郵送申告、電子申告の推奨、法人市民税等の申告・納期限延長の継続
コンビニ交付サービスの利用率向上

○新興感染症発生時の対応

窓口等の混雑を避けるため、郵送申告・電子申告等の推奨を行う。

ウ 市税、保育料、水道料金等の扱い

資産税について

【取組と効果】

○固定資産の閲覧制度において、郵送請求を推進するとともに、留め置き対応（後で取りに来ていただく）や、かんたん申込みを導入し窓口の混雑解消を図った。

○新築家屋等の調査依頼文書に「新型コロナウイルス感染症拡大防止への取り組みについて」を記載するとともに、調査時間の短縮を図った。

○新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方が対象となる税負担の軽減制度や特例措置について、チラシやホームページを作成し周知を図った。

【課題】

○閲覧制度におけるかんたん申込みは試験的な導入であったことから、本格実施に際しては、郵送請求と留め置き対応も併せた周知の徹底が必要

【今後の対応】

○5類移行後の対応

閲覧制度におけるかんたん申込みは、利用者へのサービス向上ともなっているため、引き続き進めていく。

○新興感染症発生時の対応

国の状況を注視し、適時、適切な情報発信を行い対応していく。

ウ 市税、保育料、水道料金等の扱い

納税について

【取組と効果】

納税の猶予制度をホームページ、チラシの作成を行い区役所、商工会議所へ配布し周知を図った。

特例制度移行前の事前相談時に希望があった方へは、制度移行後、速やかに郵送で申請書を送付することで申請を促した。

スマホ決済やweb口振を導入することで、納税時の人との接触機会を減少し、感染拡大防止に努めた。

【課題】

制度決定前は内容が流動的であったため周知の検討に時間を要した。

【今後の対応】

○5類移行後の対応

今後、感染状況、経済状況に変化がある場合は検討が必要と考える。

○新興感染症発生時の対応

感染状況や経済状況を踏まえながら、適時、適切な対応を行っていく。

ウ 市税、保育料、水道料金等の扱い

保育料について

【取組と効果】

- 保育料に関する国の通知を受け、市の要請での臨時休園等により登園しなかった場合、保育料を日割りにより算定・減額することを保護者、施設宛に通知した。
- 保育料の減免措置を行ったことで、登園抑制につなげることができた。また、コロナ禍における子育て世帯の経済的負担を軽減できた。

【課題】

- 日割り算定事由の確認に要する資料提出など、保護者及び施設の負担増大。
- 保育料減額の個別処理にかかる、市職員の事務量増大。
- 状況に応じた見直し、それに伴う必要書類の変更等により煩雑となった事務処理。

【今後の対応】

○5類移行後の対応

- 国の通知を受けて、令和5年4月1日以降は保育料の減免を廃止しており、5類移行後も継続。

○新興感染症発生時の対応

- 新型コロナウイルス感染症と同様に、国の方針を確認しながら対応していく。

ウ 市税、保育料、水道料金等の扱い

水道料金について

【取組と効果】

新型コロナウイルス感染症の影響から上下水道料金の納付が困難な方に対し、納付期限の延期や停水執行を保留

	件数	上水道	下水道	計	うち入金済
納付期限延期	596件	5,540,467円	6,625,328円	12,165,795円	577件 11,946,234円
停水執行保留	1,279件	4,045,924円	3,926,979円	7,972,903円	1,037件 6,659,992円

R5.3.20現在

【課題】

納期延期後も支払いが無い方への対応

【今後の対応】

○ 5類移行後の対応

引き続き納付困難者と連絡を取り、適切に対応を行っていく

○ 新興感染症発生時の対応

感染状況や経済状況を踏まえ、上下水道料金の納付が困難な方に対し適切な支援が行われるよう取り組んでいく

ウ 市税、保育料、水道料金等の扱い

国民健康保険料等の減免

【取組と効果】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯等を対象に保険料を減免

	対象要件等	R2	R3	R4
国民健康保険料	主たる生計維持者の死亡・重篤な疾病や収入の減少により保険料を全額または一部を免除	1,278件 218,652,800円	515件 79,640,400円	189件 31,252,800円
介護保険料		497件 37,917,700円	178件 12,027,200円	60件 5,115,400円

○対面によらない保険料の納付（キャッシュレス決済）導入

【課題】

- 保険料減免の条件や計算方法が複雑で分かりにくい
- 保険料の納入方法については、引き続き口座振替利用推進の取り組みが重要

【今後の対応】

○5類移行後の対応

保険料の減免については、国の財政支援の終了に伴い終了。保険料の納付方法のキャッシュレス決済については、多様な納付方法の1つとして運用を継続

○新興感染症発生時の対応

保険料の減免については、国の実施方針・状況に応じ実施を検討

ウ 市税、保育料、水道料金等の扱い

公有財産について 【取組と効果】

①公有財産の使用料及び貸付料の還付・一部減免の実施

- ・対象：休館・休止した施設入居者又は県の要請により休業した入居者
- ・内容：休館又は休業中における使用料(貸付料)の全額還付又は一部減免を実施

②公有財産の使用料及び貸付料の納期限延長等

- ・対象：一定の条件を満たす納期限の延長を希望する者
- ・内容：年度末を限度として納付の分割化、納期の延長を実施

＜効果＞収入が減少した入居者等の経営の一助となった
【課題】

○条件整理に時間を要した

- ・民間賃貸とのバランス、感染状況や経済対策の動向を注視する必要があった

【今後の対応】

○新興感染症発生時の対応

- ・迅速に対応するため、検討の経過等の対応経験を引き継ぐ

ウ 市税、保育料、水道料金等の扱い

施設利用料について

【取組と効果】

<取組内容>

市の施設を対象に、新型コロナウイルス感染症を理由として施設利用を取り止めた場合の施設利用料について、既に支払済みの施設利用料は全額返金とした。

<対象期間>

令和2年2月28日～令和5年5月7日

<効果>

施設利用者の計画的な活動を補完する一助になった。

【課題】

終期の設定

【今後の対応】

○5類移行後の対応 ⇒ なし

○新興感染症発生時の対応 ⇒ 必要に応じて行う

エ 職員採用

【取組と効果】

(1) 試験会場

感染流行時の学校閉鎖等に対応できるよう、試験会場のバックアップ体制を構築。

→感染流行時においても、試験の着実な実施に寄与。

(2) 採用説明会

集合型のほかオンラインでも開催。オンデマンド配信(期間限定のアーカイブ)も実施。

→体調不良時のほか、遠方の学生は交通費や移動時間のコストをかけずに参加可能。

【課題】 採用試験へのオンラインの活用

【今後の対応】

○5類移行後の対応.....別室で受験できる体制の継続、オンラインの積極的な活用

○新興感染症発生時の対応...代替試験会場の確保、実施可能なオンラインでの試験実施

才 各種給付金

特別定額給付金事業について

【取組と効果】

- ・特別定額給付金センター、専用コールセンターの開設により、多くの問い合わせ、苦情への対応ができた。
- ・郵送申請書類の発送に先駆けてオンライン申請を開始したことにより、申請から給付までの時期を前倒して対応することができた。

【課題】

- ・給付事業は膨大な事務量のうえ、迅速性かつ確度が求められるため、民間委託を含めた柔軟な体制づくりが必要

【今後の対応】

○5類移行後の対応

- ・特に無し

○新興感染症発生時の対応

- ・新たな給付金事業が創設された場合、課題に応じて対応する。

才 各種給付金

福祉関係について

【取組と効果】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、各種給付金を支給

<主な給付金>

事業名	年度	対象	支給額	対象数
住民税非課税世帯等臨時特別給付金	R3	住民税非課税世帯等	10万円／世帯	79,472世帯
	R4	同上	同上	9,372世帯
灯油購入費等特別給付金	R3	住民税非課税世帯等	5千円／世帯	72,312世帯
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	R4	住民税非課税世帯等	5万円／世帯	78,658世帯
住民税非課税世帯に対する物価高騰対策支援金	R4	住民税非課税世帯等	1万5千円／世帯	78,658世帯
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	R3-4	一定の要件を満たす生活困窮世帯	単身世帯 6万円／月 2人世帯 8万円／月 3人以上世帯 10万円／月	単身世帯 396 2人世帯 195 3人以上世帯 192

才 各種給付金

事業名	年度	対象	支給額	対象数
緊急小口特例貸付利用者支援給付金	R2-4	一定の要件を満たす生活困窮世帯	単身世帯 3万円 2人以上世帯 6万円	単身世帯 1,981 2人以上世帯 2,317
国民健康保険 傷病手当金の支給	R2-5※	療養のため勤務できなかった期間に給与を受けられなかった保険加入の被用者 ※R5.5.7まで	給与を受けられなかった日1日につき、直近3か月の給与日額の2/3の額	R2 6件 R3 25件 R4 271件 R5 8件

【課題】

支給に対する市民等の関心が高く、方針や手続きに対する問い合わせへの対応をはじめ、支給に関する事務量が膨大なため、より効率的・効果的な支給方法等の検討

【今後の対応】

○5類移行後の対応

引き続き、感染状況をはじめ、国の動向・方針等を注視していく

○新興感染症発生時の対応

国の実施方針等を踏まえながら、実施にあたっては、支給に関する事務手続き等、これまでに蓄積したノウハウを活かし、支給が必要な方へのより迅速・確実な支給を行う

オ 各種給付金

子育て世帯支援関係

【取組と効果】

・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するため、各種給付金等を支給した。

・コロナによる子育て世帯の経済的負担に対し、迅速かつ正確に支援を行うことができた。

【課題】

- ・各種給付金等を支給するにあたり、所得制限や年齢制限が設けられ、支給対象外になった方から、子どもへの支援に親の所得は関係ない、子どもは平等に支給すべき、困っているのは子育て世帯だけではない、という声が多数寄せられた。
- ・現金支給の場合、やはり貯蓄に回る可能性がある。
- ・支給のための事務量が膨大で、準備に要する多くの時間と労力が毎回必要になる。

【今後の対応】

○5類移行後の対応

- ・国からの給付金事業が無い限りは、実施予定なし。

○新興感染症発生時の対応

- ・スピード感を持って対応することが重要なので、支給事務のノウハウを引き継いでいく。

令和2年度	令和3年度
①子育て世帯への臨時特別給付金事業(国事業)	①低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(国事業)
②低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金(国事業)	②低所得の子育て世帯生活応援事業(市事業)
③新潟市児童扶養手当受給者への子育て応援金(市事業)	③子育て世帯への臨時特別給付金(国事業)
④ひとり親世帯への子育て応援金(市事業)	令和4年度
⑤ひとり親世帯生活応援事業(市事業)	①低所得の子育て世帯生活支援特別給付金
⑥低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金<再支給>(国事業)	②物価高騰に対応した子育て世帯支援事業(市事業)

才 各種給付金

自主防災組織活動助成金について

【取組と効果】

○コロナ禍における防災訓練の実施促進のため、自主防災組織活動助成金の助成制度を令和2年度から令和4年度末まで拡充を実施。

- ・補助率を対象経費の3/4から10/10に拡充
- ・少人数枠(5~19人)での訓練実施を補助対象に追加
- ・複数日に分けて分散実施した場合に補助額を加算
- ・推奨訓練として、「感染症を踏まえた避難所運営訓練」を追加し、補助額を増額加算

【課題】

○防災訓練数および参加人数の増加

<訓練実施状況>

	訓練数	参加人数
R1	355	55,865
R2	110	15,790
R3	86	15,799
R4	158	29,224

【今後の対応】

○5類移行後の対応

- ・臨時的な拡充措置は終了するものの、少人数枠(5~19人)での助成を継続

○新興感染症発生時の対応

- ・防災訓練が継続実施できる補助制度を検討

カ その他

監査委員業務について

【取組と効果】

○監査委員会議等の実施方法の見直し

○現地監査の実施方法の見直し

【課題】

○監査委員会議等の日程はあらかじめ決められていることから、急激な感染者数の増加などに迅速かつ柔軟に対応する必要がある。

○感染状況にかかわらず、住民監査請求等の法定の業務を確実に実施する必要がある。

【今後の対応】

○5類移行後の対応

・感染状況に応じて監査委員会議等の実施方法を適宜見直す。

○新興感染症発生時の対応

・コロナ禍における対応をベースとしつつも、新興感染症の特徴に応じて監査委員会議等の実施方法を適宜見直す。

カ その他

公共工事について

【取組と効果】

- 公共工事の受注者向けに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置や、感染者等が発生した場合の対応等について基本的な内容をまとめた「公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン」を令和2年9月に公表した。
- ガイドラインの公表により、受注者の感染症拡大防止に対する意識の向上につながったと考えられる。

【課題】

特になし。

【今後の対応】

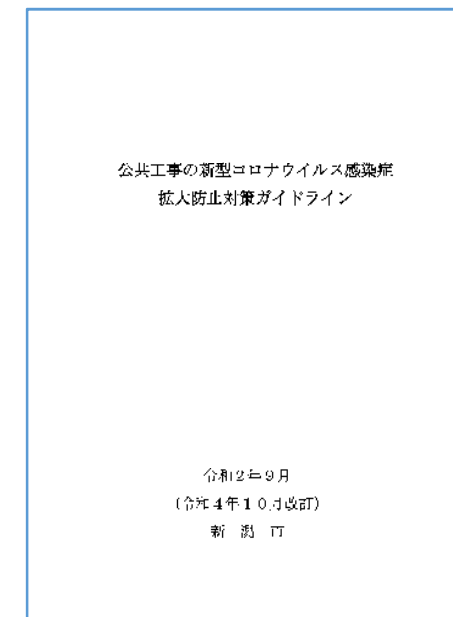
○5類移行後の対応

ガイドラインの廃止。

○新興感染症発生時の対応

今回と同様の対応を行うことが考えられる。

【ガイドライン】



カ その他

二十歳のつどいについて

【取組と効果】

取組	効果
専用アプリで事前登録。当日の体温と体調を入力すると表示されるQRコードで入場。	事前に参加者数を把握。QRコードの認証で速やかな入場に。
検温、手指消毒、マスク着用の徹底。	基本的な感染症対策を講じ、安心・安全な式典へ。
式典を二部制で開催。席は1つおきに着席。	参加人数を分散させ、人と人の距離を確保するよう促進。
2階から入場口までパーティションで仕切り、列を作るよう動線を確保。	
式典の様子をYouTube LIVEにて生配信。	当日会場へ行くことができない方も参加可能に。

【課題】

会場へ入場する前のアトリウムに混雑が発生。

【今後の対応】

○5類移行後の対応：今後の感染状況を見て、開催形式等を検討。

○新興感染症発生時の対応：これまでの新型コロナウイルス感染症対策を参考に検討。

カ その他

マスク配布について

【取組と効果】

コロナ禍初期、マスク需要の急激な高まりにより、全国的なマスク不足が発生したことから、市内の医療機関等や避難所、窓口等に配布するためマスクを220万枚調達した。

配布先区分	施設数	合計枚数
大病院	44	960,000
医師会員	485	485,000
歯科医師会員	447	223,500
薬剤師会員	446	223,000
保健所(予備)		38,500
避難所・補助避難所等	370	158,720
通常備蓄		111,280

【課題】

○マスク不足になってからマスクの調達を進めたため、配布まで時間がかかり、費用も大きくなった。

【今後の対応】

○5類移行後の対応

・マスクの備蓄状況を確認し、不足が見込まれる場合には追加調達する。

○新興感染症発生時の対応

・備蓄分のマスクを市民対応の多い所属に配布しつつ、必要な量を早急に調達する。

カ その他

女性つながりサポート事業の実施(令和3年度から実施)について

【目的】

新型コロナウイルス感染症の影響により様々な困難や不安を抱える女性に対し、NPO等の団体の知見・能力を活用し、女性に寄り添った支援を行うとともに、相談関係機関のネットワークを強化する。

【取組と効果】

(1)臨床心理士等による相談支援 (2)アウトリーチ型の相談支援

(3)交流イベントによる相談支援 (4)女性の居場所づくり (5)連携会議・相談員研修

○イベント会場内に相談ブースを設け、気軽に相談できる機会を提供できた。

○相談機関や庁内関係部署との連携会議開催により情報共有を行うことで、相談内容に応じて他の相談機関を紹介するなどの連携がみられた。

【課題】

○関係機関が継続的に連携していけるような体制づくり

【今後の対応】

○5類移行後の対応

令和5年度は女性に対する相談支援事業を引き続き実施する。

○新興感染症発生時の対応

今後の国の動向を見ながら事業実施について検討する。

Ⅲ 県との連携

Ⅲ 県との連携

【取組と効果】

初期には、感染拡大防止や感染者及び医療関係者等への偏見をなくすため、県と共同で「新潟県・県内30市町村緊急共同宣言」や「東北・新潟共同メッセージ」の発出を行った。

感染が拡大する中で、知事と市長が共同で街頭での呼びかけを行った他、感染拡大の程度に応じて、県が発令する特別警報、警報、注意報に対応した呼びかけを本市も実施し、市民周知を図った。

〈令和2年4月21日〉

新潟市を対象に特別警報が発令されたことを受け、知事と市長が共同で感染防止への協力を呼び掛けた。

当日は県、市職員15名程度によるチラシ配布も実施した。



Ⅲ 県との連携

【課題】

感染症対策については、広域自治体である県の役割が大きいことから、県の方針等を早期に共有し、市町村が一体となって、情報発信できる体制が必要。

【今後の対応】

○5類移行後の対応

- 県の対策本部会議に参加するなど、引き続き情報共有を図る。

○新興感染症発生時の対応

- 県と連携し情報収集に当たり、必要と判断すれば速やかに対策本部体制へ移行する。
- 県の方針を可能な限り速やかに市町村が共有できる体制について県と協議を進める。

2 医療提供体制・まん延防止への対応

I 感染拡大防止対策

ア 保健所業務

【取組と効果】

- コロナ陽性者または感染疑いのある者に対し、体調不良時の相談や、陽性判定後の積極的疫学調査、入院調整等の対応を実施
- 感染状況に応じて対応方法を検討・変更しながら、相談体制・検査体制・医療提供体制の構築、高齢者施設等ハイリスク者への支援、クラスター対応、陽性者への支援、市民等への情報発信などの業務を実施
- 人員の確保や疫学調査・検査の対象者の重点化等の対応方法の変更により、遅延や大きな混乱もなく、医療の必要な方を速やかに医療につなげることができた
また、患者発生数、死亡者数ともに全国的にみて少なくとどめることができた

【課題】

- 感染状況に合わせた対応や国方針等に応じた多岐に渡る業務に対応できる体制づくり
- 即応性のある行動計画、体制構築

【今後の対応】

- 5類移行後の対応
相談機能、高齢者施設等への支援、医療提供体制の整備などの業務を継続
- 新興感染症発生時の対応
予防計画および健康危機対処計画の策定、訓練の実施

ア 保健所業務

【第1波】(期間:令和2年2月29日～5月31日、感染者数:63名)

- ・1日の最大感染者5名(平均感染者:0.6名/日)
- ・前半と後半で2つの波があった
- ・前半はスポーツ教室でのクラスター(初発以外は感染経路特定)
- ・後半は経路不明が増え、北区で感染拡大
- ・初期で手厚く対応ができたため、その後の感染拡大を抑えることができた

【変遷】

- 「指定感染症」と位置づけられ、2類相当の対応(全数把握・入院勧告)を実施
- 市受診相談センター(電話相談窓口)開設
- 市衛生環境研究所にてPCR検査開始(R2.2.17～)
- ドライブスルー方式でのPCR検査(保健所直営)を開始(R2.3～)
- 濃厚接触者だけでなく準濃厚接触者として幅広い対象に検査を実施
- 医療機関への検査委託開始(R2.4～)
- 県による宿泊療養施設の運用開始(R2.4.24～)
- 県によるPCC(患者受入調整センター)の運用開始(R2.4.27～)
- 宿泊療養施設開設(県)への協力および退所のための出張型PCR検査を実施
- 帰国者フォローアップシステムが開始し、海外帰国者の健康観察を実施

ア 保健所業務

【第2波】(期間:令和2年6月1日～10月31日)、感染者数:60名)

- ・1日の最大感染者8名(平均感染者:0.4名/日)
- ・学生、飲食店、事業所でクラスター発生
- ・感染者の多くは感染経路が特定でき、感染拡大を抑えることができた

【変遷】

- 県が新型コロナ相談外来を市内クリニックに開設(検査委託等の事務)(R2.6～)
保健所駐車場内のプレハブに移転(新潟市医師会が運営)(R2.11～)
- 陽性者の療養期間が14日間から10日間に変更(R2.6.12～)
- 唾液による検査導入(R2.7～)
- 陽性者登録システム(HER-SYS)の運用開始(R2.7.7～)

ア 保健所業務

【第3波】(期間:令和2年11月1日～令和3年2月28日)、感染者数:306名)

- ・1日の最大感染者30名(平均感染者:2.6名/日)
- ・高齢者施設、接待をともなう飲食店でクラスター発生
- ・高齢者施設は累計感染者60名を超えるクラスターとなった

【変遷】

- 市内の高齢者施設にてクラスター発生。陽性者全員を県内の医療機関に入院調整(R2.11)
県内外のDMAT(災害派遣医療チーム)や民間救急、救急車、保健所搬送車による搬送を実施
感染管理看護師と現地指導。複数回のPCR検査、退院後の療養先調整、こころのケアなど、
2か月以上の支援を実施
- 県による地域・外来検査センター(下越会場)の開設(R2.12～)
- 感染症法上「新型インフルエンザ等感染症」に変更(R3.2)
- 飲食店従事者を対象に出張PCR検査を実施

ア 保健所業務

【第4波】(期間:令和3年3月1日～6月30日)、感染者数:915名)

- ・1日の最大感染者27名(平均感染者:9.0名/日)
- ・アルファ株を中心に感染拡大(職場内、施設・病院での感染拡大)
- ・市中に感染が拡がり、感染経路不明多数

【変遷】

- 飲食店従事者を対象にPCR検査を実施(R3.4～5)
- 地域・外来検査センター(新潟会場)の市負担開始(R3.4)
- PCC(患者受入調整センター)とリアルタイムで患者情報を共有する電子ホワイトボード(IWB)の導入(R3.5)
- 大学病院へのPCR検査委託開始(R3.5)

ア 保健所業務

【第5波】(期間:令和3年7月1日～12月31日)、感染者数:2,309名)

- ・1日の最大感染者68名 (平均感染者:18.2名/日)
- ・デルタ株を中心に感染拡大(学校・保育園、家族内での感染拡大)
- ・市中に感染が拡がり、感染経路不明多数
- ・2回目の感染が複数発生

【変遷】

- 積極的疫学調査の簡略化(R3.8～)
- 飲食店従事者を対象にPCR検査を実施(R3.7および9月)
- 福祉施設従事者を対象にPCR検査を実施(R3.11～R4.1)
- 地域外来・検査センター(新潟会場)の運営を県より引き継ぎ開始(R3.12)
- 県による無料検査所の設置(R3.12～)
- 水際対策としてオミクロン株濃厚接触者の健康観察、宿泊療養への支援、PCR検査等対応

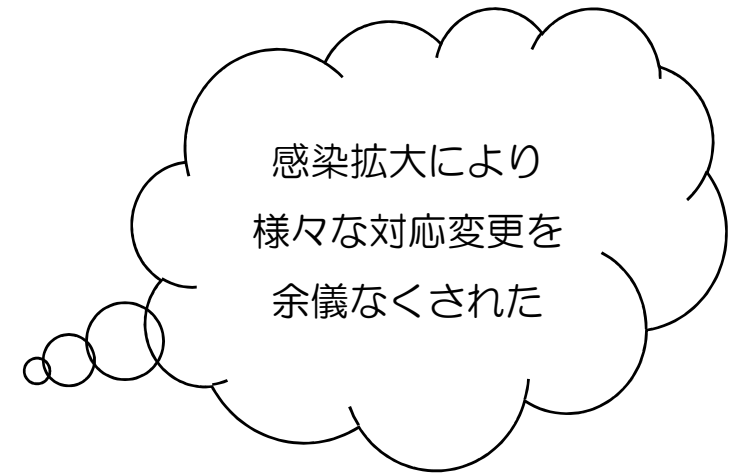
ア 保健所業務

【第6波】(期間:令和4年1月1日～6月30日)、感染者数:29,559名)

- ・1日の最大感染者386名 (平均感染者:163.3名/日)
- ・オミクロン株を中心に感染拡大(主に40代以下の世代で拡大)
- ・1月下旬～2月上旬、4月上旬に2つピークあり
- ・少ない週でも1日平均100件以上の発生あり

【変遷】

- 陽性者全例入院から自宅療養への方針転換あり(R4.1)
- 保健所PCR検査の対象を濃厚接触者に限定(R4.1)
- 準濃厚接触者の特定を中止(R4.1.6)
- 市外濃厚接触者の積極的疫学調査の中止(R4.1.12)
- 濃厚接触者の待機期間が14日間から10日間に変更(R4.1.14)
- 発生届受理のため、医療機関専用受付窓口の設置(R4.1)
- 就業制限通知書の廃止、療養証明書の発行開始(R4.1.24)
- 濃厚接触者の待機期間が10日間から7日間に変更(R4.1.28)
- 無症状者の療養期間が10日間から7日間に変更(R4.1.28)
- 療養証明書のかたん申込(WEB申請)開始(R4.3.7～)
- 陽性者のタクシー搬送事業開始(R4.3)
- 施設への抗原検査キット配付開始(R4.4)
- 陽性者調査にかかる派遣職員への委託開始(R4.5.23)



ア 保健所業務

【第7波】(期間: 令和4年7月1日～9月30日)、感染者数: 61,640名)

- ・1日の最大感染者1,646名 (平均感染者:670.0名/日)
- ・オミクロン株の亜種を中心に感染拡大(経路は追えていない)
- ・1日の平均感染者数が第6波の約4倍となった
- ・7月下旬から8月まで1,000名以上の発生が断続的にあった
- ・感染者が多数発生したため、全員の基礎情報を収集することも困難となった
- ・9月26日から届出対象者の見直しを実施

【変遷】

- 濃厚接触者の待機期間が7日間から5日間に変更(R4.7)
- 県によるスタンバイパスポート(調査時間の軽減を図る目的で患者自身が療養に必要な情報を登録するシステム)の導入(R4.7.28)
- 業務の重点化(R4.7)
 - (療養解除者への電話連絡を中止、陽性者の同居家族の特定を中止、保育園へ陽性者の連絡を中止、病院・通所系施設への調査連絡を中止、陽性者聞き取り調査の限定(59歳以下かつスタバイパスポート入力者は原則電話を中止)、退院者への連絡を中止など)
- 陽性者のタクシー搬送事業再開(R4.8.8)
- 有症状者への抗原キット配付事業を開始(R4.8)
- 新潟市陽性者登録センターの設置(R4.8.13)
- 高齢者施設等専用相談電話の開設(R4.8)
- マスク差別防止ちらし・ポスターの配布(R4.8)

ア 保健所業務

- 電話相談対応に派遣職員委託開始(R4.9)
- 陽性者の療養期間が10日間から7日間に変更(R4.9.7)
- 療養証明書の電子による証明(マイハースID)の運用開始(R4.9.10)
- 発生届出対象者の限定により、積極的疫学調査の対象を限定(R4.9.26)
- 県と共同で陽性者登録・フォローアップセンターの設置(R4.9.26)

ア 保健所業務

【第8波】(期間: 令和4年10月1日～令和5年1月31日)、感染者数: 79,403名

- ・1日の最大感染者1,678名 (平均感染者:645.6名/日)
- ・感染者のうち届出対象者は1～2割程度
- ・第7波と同程度の感染者数となった

【変遷】

- 県とインフルエンザ同時流行に向けての対策検討開始 (R4.11)
- 臨時発熱検査所の開設 (R4.12.31～R5.1.3)
- 自宅療養者管理用電子ホワイトボード(IWB)導入 (R5.1)
- 介護老人保健施設等への酸素濃縮装置の緊急貸し出し (R5.1.16～R5.3.31)
- 全医療機関説明会を県と共催で実施 (R5.1.17)
- 新型コロナが5月8日に感染症法上の5類感染症に移行することが決定 (R5.1.27)

ア 保健所業務

【第8波以降】(期間令和5年2月1日～5月8日、感染者数:10,228名)

- ・1日の最大感染者361名(平均感染者数:105.4名)
- ・3か月程度、第7波、第8波のような感染拡大は起こらなかったが、100名程度の感染者が常に発生している状態
- ・3月下旬よりインフルエンザが注意報レベル(定点医療機関あたり10名以上)で発生している

【変遷】

- 県と5類移行に向けての対策検討開始(医療提供体制について週1回程度の開催)(R5.2)
- 県および施設団体との課題検討会開始(週1回程度の開催)(R5.2.8)
- 県と全医療機関説明会を開催(R5.2.20)
- 市保健師等を対象とした研修会を開催(R5.2.28)
- 県と高齢者施設等への説明会を開催(R5.3.29)
- 新潟医療圏域での臨時協議会開催(医療提供体制整備のため)(R5.4.21)
- 県と全医療機関説明会を開催(R5.4.26)
- 新潟医療圏域での全医療機関(施設医含む)を対象とした講習会を開催(R5.5.1)

イ 相談体制

【取組と効果】

○相談体制

- ・新潟市新型コロナ受診相談センター 最大6回線 平日(8:30～17:30)土・日・祝日(9:00～17:00)
- ・施設等専用相談電話の設置 2回線 平日(8:30～17:30)土・日・祝日(9:00～17:00)
- ・感染症対策室職員による 夜間電話対応(陽性者の体調急変時相談、医療・消防からの入院・受診調整依頼)

○相談件数

H31年度(2・3月分)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
5,188	23,480	21,816	42,386	1,065

※感染者数と相談件数 資料スライド参照

○相談内容

- ・体調不良に伴う受診相談、ウイルスに関すること(感染力、症状等)、医療機関からの対応相談、苦情、ご意見等

イ 相談体制

【課題】

- ・感染拡大時に需要の急増時の、電話相談の不通
- ・体調不良時の相談に対応出来る、看護職の確保(日中・夜間ともに)
- ・体調不良相談とご意見や苦情電話を区分した対応
- ・夜間相談電話対応職員の限定による業務負荷

【今後の対応】

○5類移行後の対応

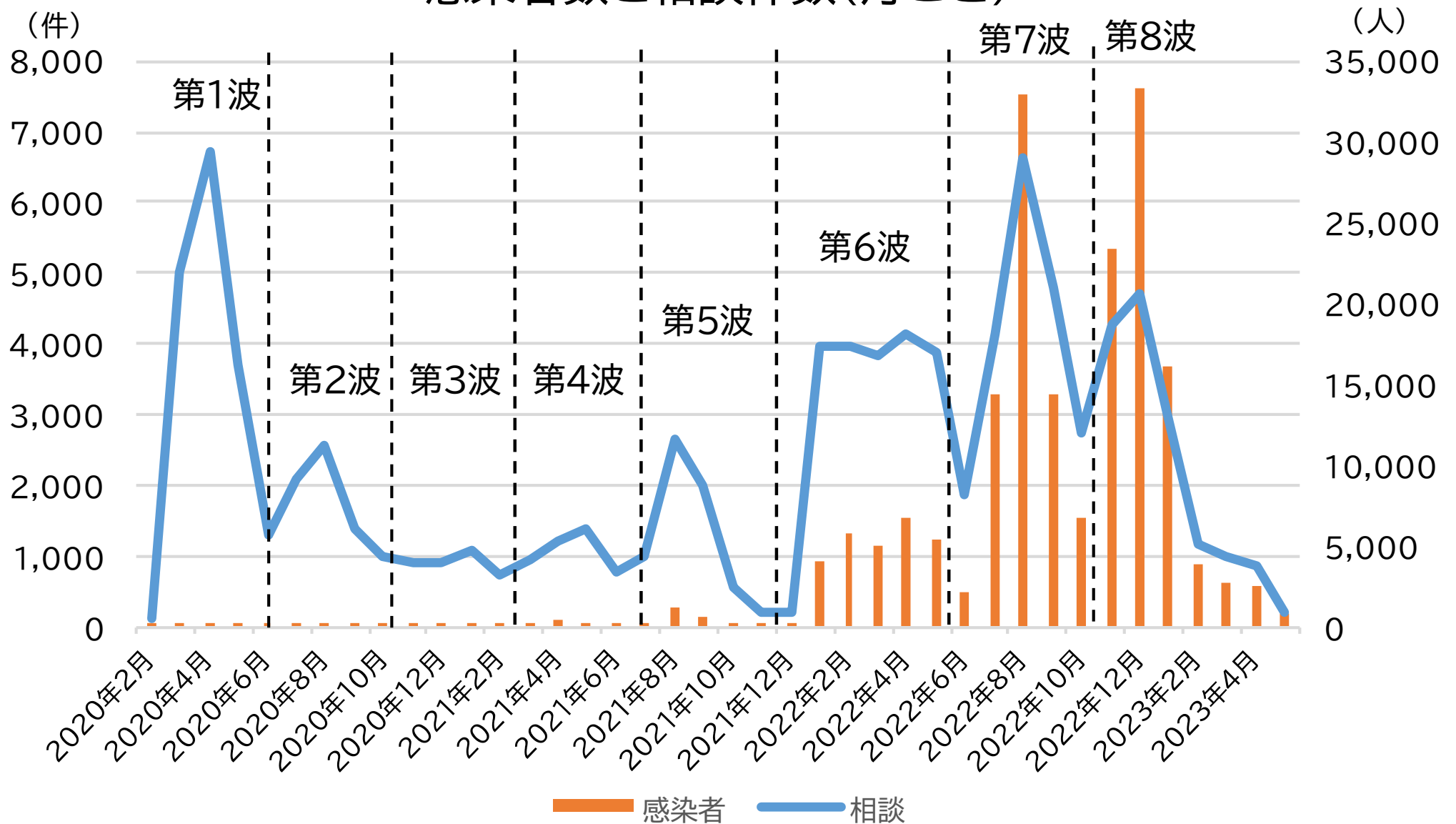
- ・日中の相談電話は当面継続予定

○新興感染症発生時の対応

- ・新しい感染症が判明したときに、市民の不安に対する相談窓口を早期に立ち上げることが必要

イ 相談体制

感染者数と相談件数(月ごと)



ウ 検査体制

衛生環境研究所について

【取組と効果】

○研究所における検査体制の強化(第3波から第6波)

- ・検査試薬の検討、機器の整備をすすめるとともに、検査職員の育成を図り、応援職員を含め13人体制で毎日の検査に対応した。1日当たりのPCR可能件数は288件に拡充し、ピーク時には、1日400検体以上に対応、累計約75,600検体の検査を行い、集団感染等の拡大防止に貢献した。
- ・変異株が出現する度に、スクリーニング検査体制を整え、これまでに約1,300検体のスクリーニング検査を実施した。オミクロンBA.5以降は次世代シーケンサーによる遺伝子解析が一般的となり、検体を新潟県保健環境科学研究所へ提供する体制を整え、変異株の発見に貢献した。

【課題】

- 国の方針が刻々と変化する中での検査試薬等資材の確保と機器の整備
- 変異株発見のための次世代シーケンサー整備の検討

【今後の対応】

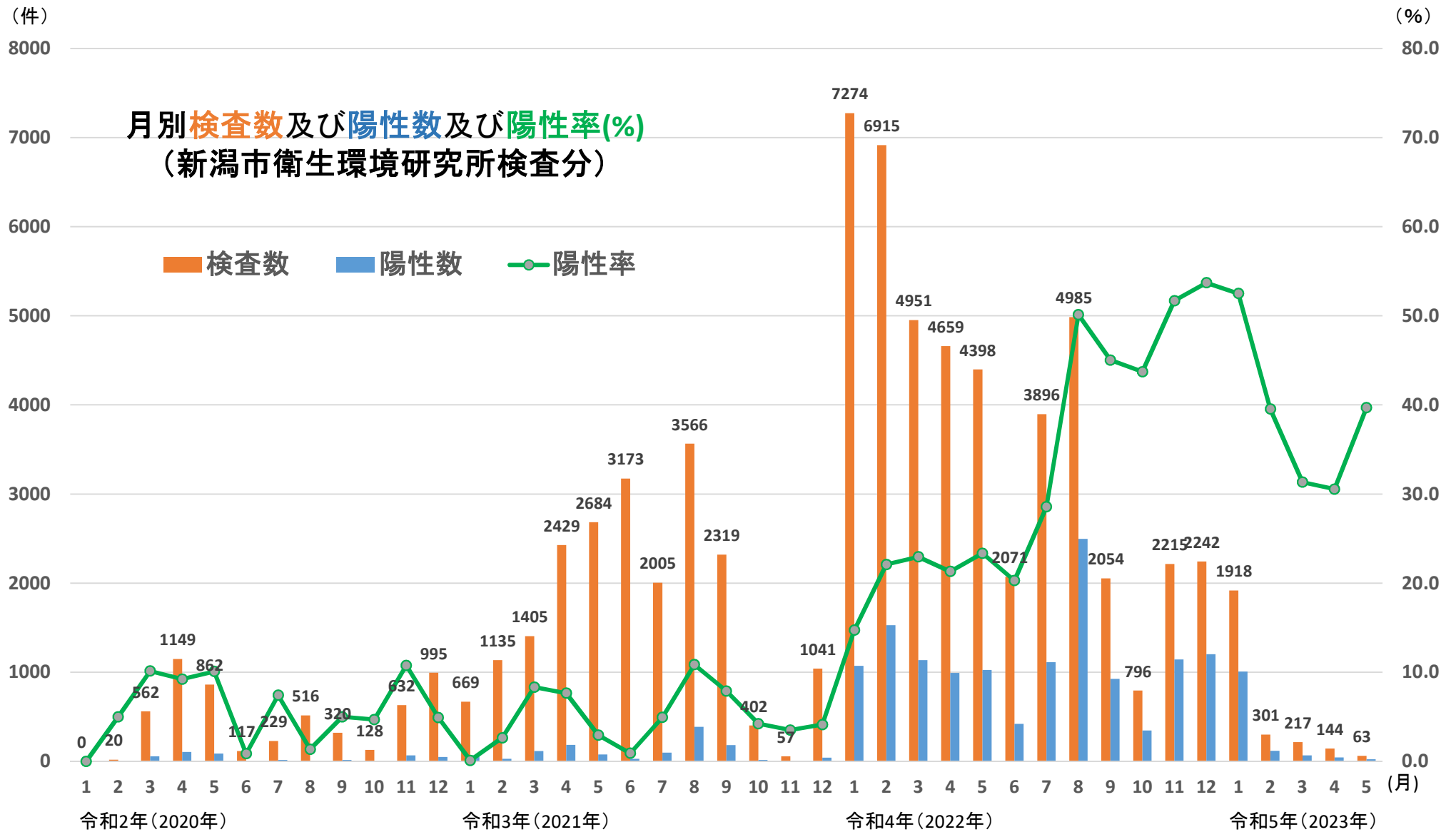
○5類移行後の対応

- ・リアルタイムPCRによる検査の必要性はなくなるが、整備した機器は他の検査にも使用できるため、危機事象や日常業務に活用していく。

○新興感染症発生時の対応

- ・日々の検査や調査研究を行うことで、検査職員の技能を維持し、次の発生時に備える。

ウ 検査体制



ウ 検査体制

感染症対策室について

【取組と効果】

- 患者の早期発見・まん延防止のために検査体制の整備・強化を実施
 - ・新型インフルエンザ発生時のノウハウを活かした、ドライブスルー方式によるPCR検査の導入により、幅広い対象に効率的に検査を実施
 - ・感染状況に合わせて、医療機関への検査委託、地域・外来検査センター(新潟会場)の運営、市衛生環境研究所での検査体制の強化を図った。
 - ・感染拡大時には、より重症化リスクの高い方に早期に医療提供できるよう検査対象の重点化を図った。

【課題】

- 初期の検査体制の構築と必要な検査の見極めと市民ニーズのバランス調整
- 民間検査機関等への委託を含めた検査体制整備

【今後の対応】

- 5類移行後の対応
 - ・幅広い医療機関での診療・検査の実施や抗原検査キットでの自己検査の普及
- 新興感染症発生時の対応
 - ・恒常的な市衛生環境研究所の体制強化および民間検査機関との連携

ウ 検査体制



エ 積極的疫学調査

【取組と効果】

○感染状況と積極的疫学調査の範囲

<第1波～第6波>

- ・まん延防止を目的に、本人、同居者、濃厚接触者、準濃厚接触者への電話による聞き取り調査を実施。感染経路を特定するために、詳細に行動歴を確認(飲食を伴う会合、事業所、保育園、学校、大学、交友関係など)
- ・濃厚接触者等への検査調整

<第7波～>

- ・急激な感染者数の増加に伴い、調査項目の重点化を徐々に行った。(陽性判明から最大で2日後の初回聞き取りとなるほど対象が増加した)

○感染の拡大に伴う調査対象の重点化

- ・第6波(R4.1.6～)準濃厚接触者の特定を中止
- ・第6波(R4.1.12～)他市町村へ、他市町村からの積極的疫学調査の重点化
- ・第7波(R4.7.16～)同居者の特定を中止
- ・第7波(R4.7.25～)保育園への連絡を中止(園児陽性者)
- ・第7波(R4.7.26～)病院・通所系施設への調査連絡を、入所系施設に重点化
- ・第7波(R4.7.28～)陽性者聞き取り調査の限定(59歳以下かつスタンバイパスポート(*入力者は原則電話を中止))
- ・第7波(R4.9.26～)国による発生届の限定により、聞き取り調査の重点化
- ・第8波(R4.12.14～)陽性者聞き取り調査の限定(74歳以下かつスタンバイパスポート(*入力者は原則電話中止))

(*調査時間の軽減を図るために患者自身が療養に必要な情報を登録するシステム)

エ 積極的疫学調査

○調査人員体制

- ・感染症対策室保健師、保健衛生部内保健師、保健衛生部職員、庁内保健師(最大1日あたり11人)、庁内職員(最大1日あたり45人)、派遣職員(R4.5.23～ 最大1日あたり32人)

○取り組み

- ・応援職員が円滑に積極的疫学調査を実施できるように、調査票の作成、調査マニュアルの作成、調査聞き取り動画の作成、保健師等による調査票最終確認の実施

○効果

- ・まん延防止、陽性者・濃厚接触者の不安軽減、陽性者の重症化予防等

【課題】

- ・感染状況に応じた積極的疫学調査の平準化に向けて、調査票、資料、マニュアルの整備

【今後の対応】

○5類移行後の対応

- ・全数把握ではなくなるため、積極的疫学調査は終了

○新興感染症発生時の対応

- ・積極的疫学調査の準備(飛沫、エアロゾル、接触、空気、ウイルス、細菌)
- ・積極的疫学調査内容に対応したマニュアルの準備と訓練の実施(保健師、職員を対象とした)
- ・初期段階より、専門対応チームの立ち上げに向けた準備や体制づくり

オ ハイリスク施設等への対応

【取組と効果】

○入所系高齢者施設(ハイリスク施設等のうち)の感染状況と対応

高齢者施設(入所系)対応 実444施設(延769施設) 陽性者数 延5,562人

○相談・支援体制の整備

- ・陽性者に対する健康相談
- ・施設の感染対策(まん延防止、ゾーニング方法等)
- ・施設専用相談電話の設置(2回線)
- ・検査支援、衛生材料の支援

○新潟医療関連感染制御コンソーシアム(CHAIN)と保健所による現地指導

- ・クラスター発生施設(高齢者施設・病院)に対して実施。(R2...1施設、R3...8施設、R4...11施設)

○研修会の実施

- ①高齢者等施設、病院等に向けた研修会
- ②感染対策リーダー研修
- ③医療介護連携ステーションとCHAINと協同した研修

オ ハイリスク施設等への対応

【課題】

- 施設における、感染症に対する標準予防策実施の平準化
(個人防護具の着脱、手指衛生、感染経路別対策の実施等)
- 感染拡大時のクラスター発生施設支援に対する保健所対応力の確保

【今後の対応】

○5類移行後の対応

- ・引き続き、ハイリスク施設として病院、高齢者入所施設への保健所支援を継続する
- ・研修会等の実施による感染症対策(標準予防策、感染経路別対策、感染マニュアルの作成と訓練、BCPの作成など) の知識や手技の獲得をすすめる

○新興感染症発生時の対応

- ・平時から感染対策への備えを支援。相談体制の整備。CHAINと連携した施設支援

カ 避難所における感染防止対策

【取組と効果】

○避難スペースの確保

- ・予備的な避難所を確保し、避難所内における3密回避
- ・宿泊施設等との協定締結による避難生活スペースの拡大

○避難所へ感染症対策用品等を配備

○自宅療養者等避難対策の実施



【課題】

○自宅療養者等避難に関する県、保健所等との連携強化

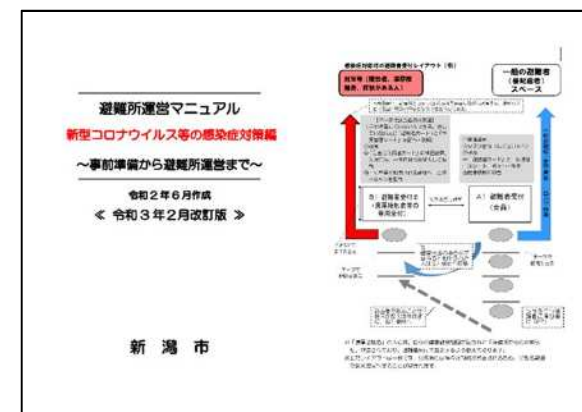
【今後の対応】

○5類移行後の対応

- ・感染対策を考慮し、避難者の十分なスペースを引き続き確保
- ・感染拡大防止を踏まえた備蓄物資等の配備を継続

○新興感染症発生時の対応

- ・避難所運営マニュアル(感染症対策編)等による避難所運営



II 医療提供体制

ア 患者の療養先調整

【取組と効果】

○保健所の療養先調整の役割

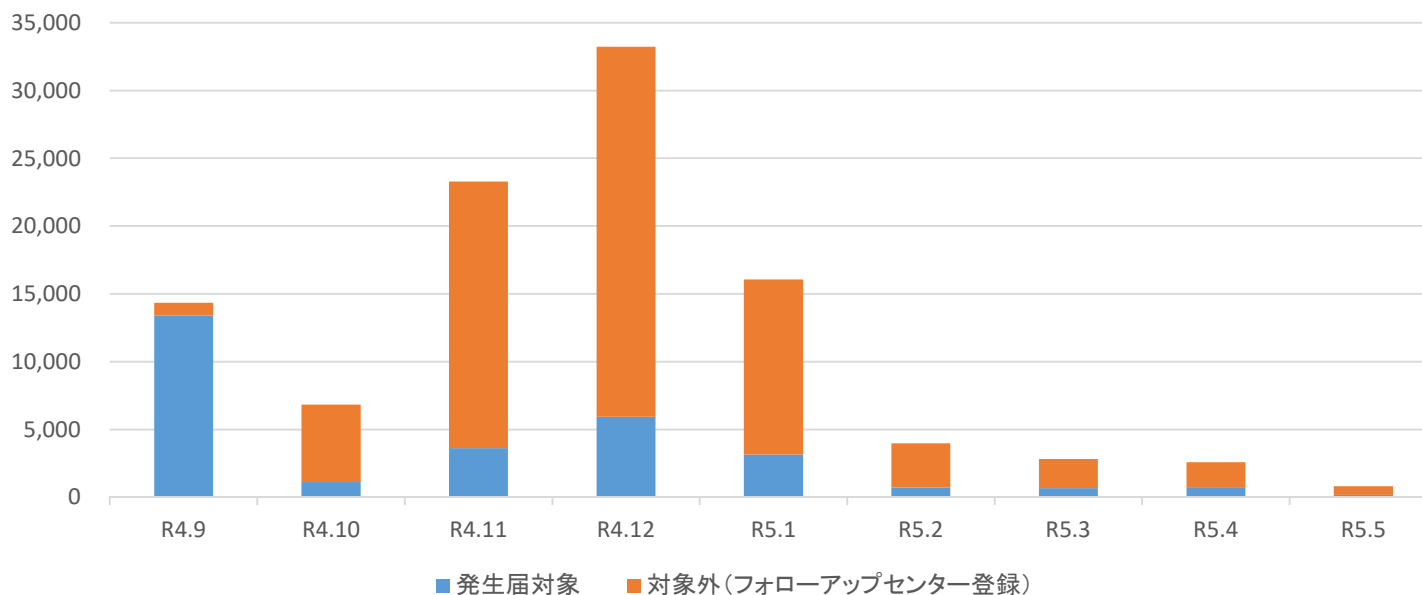
- ①医療機関や検査機関、陽性者登録センター等で陽性判明となった患者情報を入手・集約
- ②積極的疫学調査が完了した患者情報をデータ化し、療養先調整に必要な情報をPCC(患者受入調整センター)に提供
- ③PCCが決定した療養方法に基づき、医療機関や県の療養グループ、患者との調整

○変遷

- R2.4.27 県にて全県の新型コロナウイルス感染症患者の療養先を調整するPCCが設置され、同年6月より連携して市内感染者の療養先調整を開始
- R2.7.7 国が運用を開始した陽性者登録システム(ハース)との情報連携開始
- R3.5.8 県により電子ホワイトボード(IWB)が導入、PCCとリアルタイムで患者情報の共有を行う
- R4.7.28 県が運用を開始したスタンバイパスポート(調査時間の軽減を図るために患者自身が療養に必要な情報を登録するシステム)との情報連携開始
- R4.8.13 新潟市陽性者登録センターを設置。医療機関の負担軽減のため、自己検査で陽性となった患者本人がセンターに登録し、陽性判断を行う
- R4.9.26 発生届の対象が4類型(65歳以上の者、入院を要する者、重症化リスクがあり且つコロナ治療薬の投与が必要な者、妊婦)に限定
- R4.9.26 同日に県と共同で陽性者登録センター・フォローアップセンター(※)を設置し、情報連携を開始
※陽性者登録・フォローアップセンターとは、従来の自己検査で陽性となった患者が登録を行う機能に加え、医療機関や検査機関で陽性と診断されたが発生届対象外となる患者が登録する機能を追加し、療養支援が受けられる体制を維持したもの

ア 患者の療養先調整

R4.9月以降の発生届の届出状況



R4.9.26に発生届の対象が4類型に限定された後、発生届が大幅に減少し、多くの患者が陽性者登録・フォローアップセンターへの登録を行い、療養に必要な支援を受けた。

【課題】

- ・人員不足が続いた。特に第7波では、中核を担う職員の時間外労働が著しく増加した。
- ・患者情報のデータ管理が煩雑となり効率化の取り組みが必要だった。

【今後の対応】

○5類移行後の対応

5類移行前に遡った発生届の情報管理、対象期間中の療養証明書の発行業務は継続

○新興感染症発生時の対応

- ・県と連携し、感染状況に応じた体制の構築検討
- ・療養先調整に対応したマニュアルの準備と体制の整備

イ 自宅・宿泊療養

【取組と効果】

○概要

PCC(患者受入調整センター)により入院不要と判断された患者については、県医療調整本部自宅療養グループ及び宿泊療養グループによる支援が行われた。自宅療養者へは、パルスオキシメーター及び自宅療養の注意点をまとめた「自宅療養のしおり」を配布し、看護師による健康観察や、必要に応じてオンライン診療医による診療・処方が実施された。宿泊療養者に対しては、市内に3か所(270室)ある宿泊療養施設で看護師による健康観察が実施された。

保健所は、自宅療養グループ及び宿泊療養グループと連携して、療養終了時の解除連絡や、体調悪化時の入院療養移行の調整を行った。

○変遷

R2.4.24 県による宿泊療養施設の運用開始

R2.6.12 陽性者の療養期間が14日間から10日間に変更

R3.1.24 就業制限通知書を廃止し、療養証明書の発行を開始

R3.9.27 県による自宅療養者向けの食糧支援の運用開始

R4.1.28 無症状者の療養期間が10日間から7日間に変更

R4.3.7 療養証明書のかたん申込の運用が開始され、発行期間の短縮を図った

R4.7.16 自宅療養者への療養解除連絡を終了

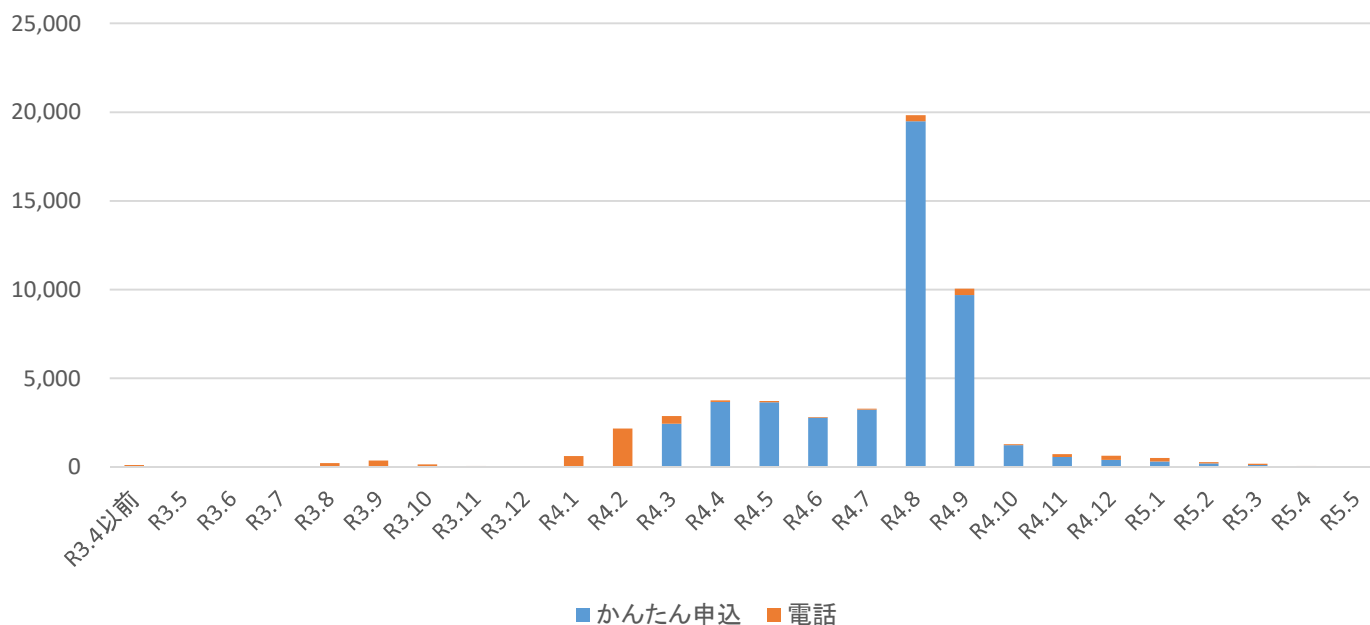
R4.9.7 有症状者の療養期間が10日間から7日間に変更(入院中及び高齢者施設入所中は10日間)

R4.9.10 電子療養証明(マイハーシスID)のかたん申込の運用を開始

R4.10.8 宿泊療養者への療養解除連絡を終了

イ 自宅・宿泊療養

療養証明書発行数



○療養証明書

R4.1.24より陽性者全員に発行していた就業制限通知書を廃止し、希望者に対して療養証明書の発行を開始
かんたん申込によるWEB申請を開始したことにより、発行遅延を解消

療養証明書発行件数 53,718件
電子証明書発行件数 10,061件

【課題】

新潟市民の自宅療養及び宿泊療養については、県が全県統一の広域対応を行った。市は、県に対して職員の派遣を行ったが、必要な人数を長期に渡って派遣することが難しかったため、職員派遣体制を事前に取り決めておく必要がある。

【今後の対応】

○5類移行後の対応

- ・5類移行前の対象者に対して期間を区切って療養証明書の発行を継続する
- ・相談支援は当面の間継続する

○新興感染症発生時の対応

県と連携した協力体制の構築

ウ 救急・入院医療体制

【取組と効果】

○休日夜間における救急医療提供体制(コロナ輪番)の構築

R3.3.10～R5.5.7 平日17時～翌9時・土日祝9時～翌9時 協力病院 4病院

○救急医療対策臨時会議の開催

医療ひっ迫時の受け入れ促進のため、市内の救急病院の院長向けにR2.11月、R3.6月、R4.1月、R4.11月の4回開催

○救急搬送状況についてのアラート

- ・救急搬送逼迫時に市内の病院向けに積極的な救急の受け入れを呼び掛けるアラートを計8回発出
- ・市内の救急病院向けにR3.7月から毎週金曜日に救急搬送状況を報告し、受け入れを促進

○新型コロナウイルス感染症患者等受入医療機関支援金

R2年度に患者等の受入にあたり安定した医療提供体制を維持することを目的に、支援金の支給を実施。支給対象は、疑似症患者等の検体採取等を行った帰国者・接触者外来等の医療機関と、入院を受け入れた医療機関(受入医療機関への国等の支援が整ったためR2年度のみの実施)

	検体採取		入院		計
R2.2月～8月	33件	27,930千円	7件	156,300千円	184,230千円
R2.9月～R3.3月	17件	1,110千円	※		1,110千円
計	50件	29,040千円	7件	156,300千円	185,340千円

※国の病床確保等の支援が整ったため実施せず

ウ 救急・入院医療体制

○PCCによる入院決定後の入院調整業務

- ・PCC(患者受入調整センター)で入院が決定した患者情報を共有し、入院先の医療機関と患者本人もしくは家族へ電話連絡の上、受入時間や受入方法の調整、搬送手段の確保を行った
- ・市内では累計5,459人が市内外63施設へ入院した

○5類移行に向けた患者受け入れ体制整備

5類移行後の医療提供体制の方向性は県により以下3点が示されている

- A)全ての医療機関において、コロナ感染(疑い含む)を理由に入院や外来受診を断ることなく対応
- B)外来等において、適切に患者を治療かつトリアージでき、原則、医療機関間で入院調整
- C)高齢者施設において、適切に患者を療養かつトリアージでき、原則、協力医療機関との入院調整

上記の方向性に対応した取り組みについては、次ページ表のとおり

ウ 救急・入院医療体制

< 5類移行後の医療提供体制の方向性に対応した取り組み >

	取り組み内容
A	<p>○R5.4.26に全医療機関向け説明会を県と共催 5類移行後に目指す医療提供体制の実現に向けた取り組みや「移行支援」の説明が行われた</p>
B	<p>○R5.4.21に新潟圏域における臨時協議会を開催 市内42病院とPCC、新潟市医師会、オンライン診療担当医、新潟市消防局を委員として、機能区分の共有や入院先調整の方針等について協議を行った。オブザーバーとして市外11施設も参加</p> <p>○R5.5.1に新潟圏域における講習会を開催 市内全医療機関を対象として、臨時協議会での協議内容の説明や受入対応等についての講演を実施。Zoomウェビナーで214施設が参加し、その他YouTube配信も行い、多くの医療機関が参加</p>
C	<p>○R5.3.29に高齢者・障がい者施設等に向けた説明会を県と共催 5類移行後の施設内療養に関する講演や施設支援についての説明を行い、1,104人が参加</p> <p>○5類移行に向けた高齢者・障がい者施設団体等との課題検討会を県と共催 高齢者6団体、障がい者3団体と全5回の検討会を行い、施設内療養の課題についての検討や目標についての確認を行った</p>

ウ 救急・入院医療体制

【課題】

- ・休日夜間における救急医療提供体制(コロナ輪番)については、コロナ疑いの患者や他疾患が併存する
コロナ患者の対応が多く、協力病院が非常に疲弊した
- ・コロナ患者の入院受け入れ病院が限定されたことによる感染者増加時の医療機関ひっ迫
- ・5類移行後にPCCによる入院調整が行われないことに不安を感じる医療機関や施設が一部見受けられる

【今後の対応】

○5類移行後の対応

新潟圏域臨時協議会を開催し、5類移行後の医療提供体制の評価を行う

○新興感染症発生時の対応

感染症の発生状況に応じ、市内救急病院を集めた緊急の救急医療対策会議を開催するなど、市と医療機関との連携体制を取る

エ 患者搬送

消防局による搬送について

【取組と効果】

【取組】

○救急隊員の感染防止対策強化

- ・令和2年2月1日から、119番通報時に感染症を疑う要件に該当した場合は、ゴーグル、N95マスク等を装着した。
- ・令和2年4月8日以降、全ての救急事案に対しゴーグル、N95マスク等を装着した。

○感染者搬送部隊等の指定

- ・発生当初、感染者の救急搬送専用の救急車と救急隊を指定した。

○感染者搬送後の消毒要領策定

- ・当時の知見を踏まえ、消防局独自の消毒要領を策定した。

○宿泊療養施設及び自宅療養者の搬送協力

- ・新潟県医療調整本部からの依頼により、施設入所者及び自宅療養者急変時の救急搬送に協力した。

○救急救命士によるワクチン接種

- ・新潟市長からの要請により、厚生労働省の示す研修を受けた救急救命士(31名)によるワクチン接種業務に従事した。

【効果】

- ・救急活動における救急隊員への感染発生なし。
- ・感染者の搬送者数: 2,122名(令和2年から令和5年4月30日速報値)
- ・救急救命士によるワクチン接種実績: 約7,000名(令和3年9月17日から令和3年11月11日まで)

【課題】

- ・感染防護用資器材をはじめとした救急活動資器材の調達(需給ギャップの発生)
- ・感染症を要因とした医療ひっ迫時における救急受入体制の確保

【今後の対応】

○5類移行後の対応

- ・当面は感染防止対策強化を継続する。
- ・救急搬送状況について、関係機関との情報共有を継続する。

○新興感染症発生時の対応

- ・今回の経験や課題を踏まえ、発生早期から関係機関との連携を構築する。



強化前



強化後

エ 患者搬送

保健所による搬送について

【取組と効果】

○概要

公共交通機関の利用が制限されるコロナ患者の療養先への移動は、原則患者自身の運転または家族の送迎としていたが、自家用車がない場合は、行政による移送を実施。また、夜間に救急車やタクシーで医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症と診断されたため、帰宅困難となる事例があり、感染拡大防止と患者及び医療機関の負担軽減を図るため、24時間体制の移送手段を確保した。

○搬送手段

- ・県貸与の改造車両と市の感染症患者搬送車両の2台で保健所職員による搬送を実施
(運転員は保健管理課職員、休日は総務部総務課職員も対応)
- ・専任の運転員1名を増員
- ・要介助者の移送には保健師など看護職も同乗
- ・R4.2.7～3.31 市内事業者へタクシー運送事業を委託(計73回の利用)
- ・R4.8.8～R5.5.7 医療機関からの要望に応え、再度市内事業者へタクシー運送事業を委託
(月平均42回の利用)
- ・当初7施設からの搬送としていたが、R4.9.1からは18施設及び保健所からの搬送に拡充
- ・その他、透析患者搬送や民間の介護タクシーを利用した搬送を実施

エ 患者搬送

<タクシー運送実績> 単位:回

実績	R4 8月	9月	10月	11月	12月	R5 1月	2月	3月	4月	5月	計
保健所搬送調整	15	16	10	57	48	34	3	6	11	8	208
それ以外	66	22	11	22	18	24	3	1	1	2	170
計	81	38	21	79	66	58	6	7	12	10	378

【課題】

- ・感染者増加時にはタクシー予約が重なり、数時間待たされる患者がいた
- ・タクシー運送事業では、運転手の確保が困難だったため、待機台数を増やすことができなかった
- ・救急搬送の対象ではないが、支援が必要な患者を移送するため、民間救急や介護タクシーとの事業連携が必要

【今後の対応】

○5類移行後の対応

行政による移送はなくなるため、タクシー運送事業の終了

○新興感染症発生時の対応

- ・患者移送に必要な改造車両及び運転職員の確保
- ・タクシー事業者、介護タクシー事業者、民間救急等との患者搬送のための協定締結を検討

才 診療検査体制

【取組と効果】

○診療・検査医療機関

発熱患者等が地域において適切に診療や検査を受けられるようにするため、発熱患者への診療・検査を行う（いわゆる発熱外来）医療機関を「診療・検査医療機関」として新潟県が指定してきた

新潟市内の診療・検査医療機関数 R2.10(第2波)165→ R4.6(第6波)244→ R5.5(5類移行後)292

○流行拡大期の診療検査体制強化(土日等の一般医療機関休診日)

- ・R4.7.23～8.28 協力医療機関:25 受診者数:1,227人
- ・R4.12.31～R5.2.26 協力医療機関:19 受診者数:1,663人

○一次救急(急患診療センター、西蒲原地区休日夜間急患センター)の診療検査体制

医療機関名	検査開始年月	検査数	抗原陽性者数
急患診療センター	R2.12	16,727	3,788
西蒲原地区休日夜間急患センター	R4.8	1,670	634

○新潟市臨時発熱検査所

- ・実施期間 R4.12.31～R5.1.3
- ・実施内容 新型コロナ、インフルエンザの同時検査の実施
- ・実施方法 保健所駐車場内プレハブでのドライブスルー方式

期日	2022.12.31	2023.1.1	2023.1.2	2023.1.3	合計
検査数	80	94	108	159	441

○医療機関への検査キット配付(R4.11～R5.3)

- ・施設数:延331 個数:64,485個

才 診療検査体制

【課題】

- 感染拡大時の発熱患者等診療検査体制の強化
- 急患診療センター、西蒲原地区休日夜間急患センターにおけるハード・ソフトを含めた診療検査体制の整備

【今後の対応】

○5類移行後の対応

- ・急患診療センター、西蒲原地区休日夜間急患センターでは、5類移行前の体制で発熱患者の診療検査を実施
- ・感染拡大状況に応じて、診療検査体制の強化について検討

○新興感染症発生時の対応

- ・新興感染症の発生当初より、診療検査機関の整備に向けた働きかけが必要
- ・5類移行前のノウハウを生かした体制整備
- ・「急患診療センター感染症検査診療室」の建替えなどによる体制強化

Ⅲ 新型コロナウイルスワクチン接種

ア 接種環境

【取組と効果】

新型コロナウイルス感染症の感染・発症・重症化予防等を目的に、新型コロナワクチンの接種を国の方針に基づいて順次実施。

<初回(1~2回目)接種>

R3. 5 高齢者や基礎疾患を有する者から順次接種開始（医療従事者は3月から先行実施）

R3. 8 年代別に順次接種対象者を拡大、9/7からは12歳以上のすべての者の接種を開始

※R4.2~小児(5歳以上12歳未満)、R4.10~乳幼児(6か月以上5歳未満)が追加

<追加(3回目)接種>

R3. 12 初回(1・2回目)接種を完了した18歳以上の者を対象に接種開始

※R4.3~接種対象が12歳以上に、R4.9~接種対象が5歳以上に拡大

<追加(4回目)接種>

R4. 5 追加(3回目)接種を受けた18歳以上の者を対象に接種を開始

※60歳未満は基礎疾患を有する者、医療従事者等に限定

<オミクロン株対応ワクチン(3~5回目)接種>

R4. 9 初回(1・2回目)接種を完了した12歳以上の者を対象に接種開始

※R5.3~接種対象が5歳以上に拡大

ア 接種環境

【取組と効果】

- 国の方針を踏まえ、年代別に優先順位をつけて接種券を発送し、予約受付を開始したが、国からのワクチン供給スケジュールが不透明で、医療機関等へのワクチン供給量を制限することとなり、予約が取れないなどの混乱が生じた。
- ワクチン供給量の安定とともに、県の大規模接種、企業による職域接種、市の集団接種会場の拡充などにより接種環境が徐々に整い、R3年末までに希望者の初回接種をほぼ完了した。
- 3回目以降の接種では、高齢者の集団接種日時・会場指定の導入やニーズに応じた接種会場の提供などにより、予約枠不足が解消され、接種率も政令市トップクラスを維持している。

【課題】

- 全国的な課題だが、小児や乳幼児の接種率が低い状況が続いている。
- 若者を中心に現役世代の接種意欲が低下してきている。
- 国の方針決定が遅く、直近の接種計画を立てることも難しい状況だった。

【今後の対応】

○5類移行後の対応

- 引き続き接種環境をしっかりと整え、これまで以上に効率的な運営に取り組んでいく。

○新興感染症発生時の対応

- 限られた情報の中でも、ある程度先を見通した接種計画を立て、市民が意思決定をするために必要な情報を的確に届けていく。

ア 接種環境

年代	接種率
	オミクロン株
65歳以上	81.3%
60-64歳	68.4%
50-59歳	59.0%
40-49歳	40.7%
30-39歳	31.6%
20-29歳	27.8%
12-19歳	32.8%
5-11歳	2.3%
0.5-4歳	
合計	51.2%

接種率				
1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
94.9%	94.7%	92.8%	87.2%	73.6%
91.9%	91.9%	87.4%	73.6%	40.4%
93.5%	93.4%	84.7%	59.4%	11.0%
85.0%	84.9%	70.3%	40.3%	7.3%
82.6%	82.3%	63.4%	30.7%	5.7%
84.4%	84.0%	62.0%	25.4%	4.0%
78.4%	78.2%	55.5%	24.2%	0.1%
25.5%	25.0%	10.7%	1.6%	
4.2%	4.0%	3.2%		
85.1%	84.8%	73.4%	52.6%	28.2%

※各年代別の接種率は、ワクチン接種記録システム(VRS)に基づく実績と住民基本台帳人口を基にした令和5年5月8日時点の推計値です。

イ 市民への広報

【取組と効果】

- 報道機関にタイムリーに情報を発信したほか、市報にいがたやHPで継続的に広報を展開。
- 対象者全員への案内ハガキの送付や接種券にお知らせを同封し、個別に情報を発信。
 - 接種券発送当初、発信できる情報が少なく、接種計画の見通しも届けられなかった。
- 外国籍市民向けに、HPでワクチン接種について英語と中国語とやさしい日本語で案内。
- 接種が進むにつれ、周知する対象によって広報媒体の適切な選択が必要になった。
 - 高齢者向けには市報にいがたや新聞記事・広告など紙媒体による広報を実施。
 - 現役世代(特に若年層)向けには、HPをはじめ、TwitterやLINEを活用した広報を実施。

【課題】

- 国からの情報が遅く、報道が先行し、計画的な広報ができない。
- 一律の情報発信ではなく、広報対象や内容を踏まえた広報媒体の選択が必要。

【今後の対応】

○5類移行後の対応

- 特例臨時接種は継続されており、今後の接種についてわかりやすい広報を行う。

○新興感染症発生時の対応

- 即時性の高い広報ツール(HPやSNS)を活用しつつ、報道機関を通じた広報等により高齢者層への情報の届け方にも工夫をしていく。

ウ ワクチン接種推進体制

【取組と効果】

- 令和3年2月にワクチン接種専門チームを発足(専任担当者4名 → 最大26名体制)
- 令和3年5月にワクチン接種推進担当課長(専任)を配置
- 令和3年5月、ワクチン接種サポートチームを設置。組織横断的な体制を整備
- 全庁で応援体制を組んで、集団接種会場の運営に従事
- 各区役所等に予約お手伝い隊や事務担当などの派遣職員を配置

【課題】

- 国の動向により業務量が左右される(先々の見通しが全く立てられない)。
- 国の方針決定から事業開始までの時間が短く、短期間で業務を遂行しなければならない。

【今後の対応】

○5類移行後の対応

- 引き続き接種体制を確保しつつ、令和6年度を見据えた体制構築に着手する。

○新興感染症発生時の対応

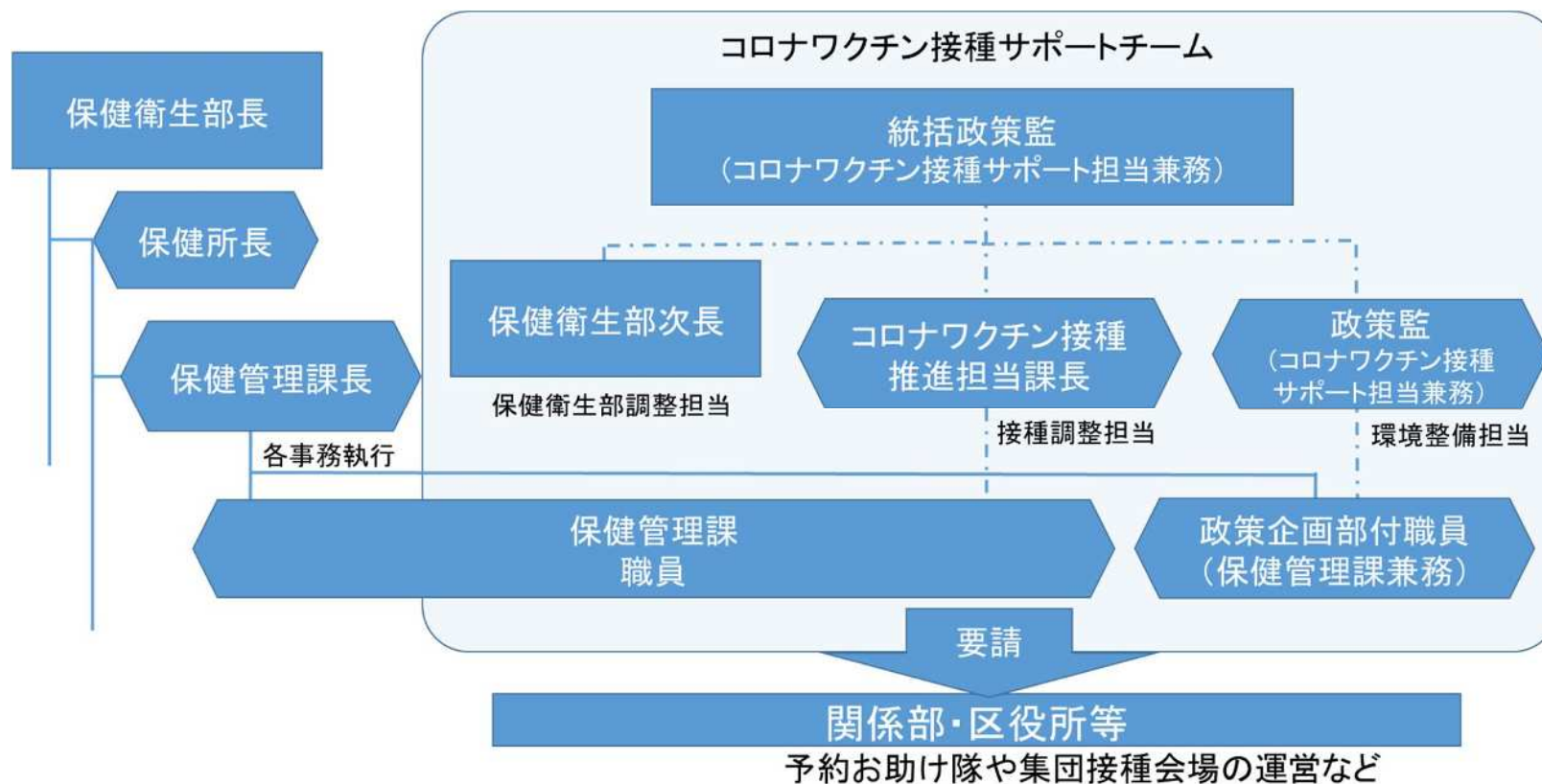
- 初期段階で専任チームとして十分な人員を確保し、早期に安定的な運営を実現する。
- 早期に組織横断的な体制を構築し、市民が行う手続きの支援などに取組む。

ウ ワクチン接種推進体制

(コロナワクチン接種サポートチーム)

○組織横断的に円滑なコロナワクチン接種の環境整備を図ることで、一人でも多くの市民からコロナワクチンを速やかに接種いただくことができるよう、ワクチン接種を開始する時期にあわせ、令和3年5月10日にコロナワクチン接種サポートチームを設置した。

○サポートチームでは、幅広く市民にワクチン接種に関する情報を届けること、ワクチン接種に至る市民が行う手続きの支援など、接種率向上に向けた取組を行った。



3 社会経済活動への対応

I 学校等の対応

ア 学校園

【取組と効果】

◎学校園における感染対策等

- 基本的感染対策の徹底、保健衛生備品等の充実などにより安心安全な学習環境を確保した
- 全校へのスクールサポートスタッフの配置や保健所・専門家の意見を踏まえた事務の見直し等により教職員の負担軽減を図り、教職員が子どもたちに向き合う時間を確保した
- ICT端末やメール配信システムを活用し、迅速な情報収集や保護者地域との情報共有を図った

市立学校園における児童生徒等の感染者及び学級閉鎖等の数

期間	流行の波	新規感染者数	学級閉鎖等の数
令和2年度	第1波～第3波	21人	7校園 8学級、休校2校園
令和3年度	第4波～第6波	2,500人	661校園 883学級、休校2校園
令和4年度	第6波～第8波	20,285人	1,177校園 1,535学級、休校0校園
令和5年度	-	165人	6校園 6学級、休校0校園
計		22,971人	1,851校園 2,432学級、休校4校園

◎子どもたちへの支援等

- 「心身のケアハンドブック」を作り、多くの制約の中にあっただ子どもたちに寄り添い、心身に着目した支援を行った
- 感染症への感染やマスク着脱に関して、差別や偏見は許されることではないことを繰り返し指導や啓発することにより、安心できる環境を確保した

ア 学校園

◎子どもたちの学びの保障

- 子どもへの一人一台のタブレット端末配置を前倒して実施し、インターネット利用環境の改善や全学級への配信用タブレットを整備すること等により、閉鎖や濃厚接触者となり出席できない子どもたちもオンライン等で授業に参加することができた
- 部活動の実施や対外試合、行事、校外活動、PTA等についての制限や感染対策を強化する中で、オンラインの活用や実施方法の工夫により、できる範囲内で子どもの活動を確保した

【課題】

- 学校内での濃厚接触者の特定作業や感染対策に係る学校園現場の負担が大きかったこと
- 感染拡大期において、学校教育活動を継続し、子どもたちの学びを保障すること
- オンラインの活用などポストコロナ時代でも有効となるコロナ禍で実践した教育活動のあり方
- 他の関係機関との情報共有や連携のあり方

【今後の対応】

- 5類移行後の対応
平時と感染流行時で分けた感染対策、学級閉鎖等の基準は季節性インフルエンザと同様
- 新興感染症発生時の対応
国や専門家が示す感染対策をベースとして、現場の負担軽減を図りながら、教育活動の継続と感染拡大防止を両立させる

イ 学校給食

【取組と効果】

○学校の一斉臨時休業に伴う給食中止への対応

令和2年3月～5月の一斉臨時休業に伴う給食中止により影響を受けた食材業者への補償等による支援を行い、学校再開後の給食の安定的な実施につなげるとともに、保護者の負担増を軽減した

○ランチルームの密回避

中学校スクールランチにおいてランチボックス等を追加整備することにより、教室等で喫食できる人数を増やし、ランチルームでの密を回避した

【課題】

○給食関係者の感染等により、給食が提供できない事例も生じたことから、緊急時における速やかな代替者の確保や代替食の提供など

○給食中止や一定の感染対策を講じた場合に、適切な栄養摂取に加え、楽しく食べるといった給食の役割を十分には果たせないこと

【今後の対応】

○5類移行後の対応

引き続き、調理における衛生管理の徹底

○新興感染症発生時の対応

衛生管理の徹底、状況に応じた保護者や関係者への必要な支援

ウ 放課後児童クラブ

【取組と効果】

- ・児童の密集を避けるため、学校の余裕教室等を活用し分散運営を実施
- ・感染拡大防止のためのかかり増し人件費、マスク・消毒液などの購入費をクラブに支給
- ・ひまわりクラブに入退管理システムを導入し、クラブにおける感染者発生時に迅速に対応
- ・教育委員会、学校、運営事業者と連携・協力し、学級閉鎖時やクラブ閉所時など対応

⇒感染症対策を徹底し、感染拡大防止を図りながら、放課後児童クラブを継続して実施することができた。

【課題】

- ・クラブでの感染者発生時は、運営事業者と市職員で濃厚接触者を特定する必要があり、夜間や休日問わず対応に追われ、非常に業務負担が大きかった。
- ・放課後児童クラブは、社会機能の維持のためになるべく開所する必要があったが、クラブ職員に感染が広がり、人員不足により閉所せざるを得ないケースがあった。

【今後の対応】

○5類移行後の対応

放課後児童クラブにおける感染症対策は、基本、学校の対応に合わせる。

○新興感染症発生時の対応

基本的な感染症対策、健康管理、定期的な換気・消毒の実施の徹底など、感染予防に最大限配慮しつつ、原則開所できるよう対応する。

エ 放課後等デイサービス

【取組と効果】

- （全国一斉臨時休校時）各事業所に午前中からの開所を依頼するとともに、休日単価の適用及び人員基準等の柔軟な取り扱いを実施
- （学校再開後）利用者が感染を恐れ、事業所を欠席する場合に、居宅訪問や代替的サービスを実施した事業者に対し報酬の算定を可能とする取扱いを実施 → 障がい児に必要な療育を提供
- （学級・学年閉鎖時）教育委員会や相談支援事業所と連携し、居場所の確保や必要な在宅サービスを提供
- 感染者が発生した事業所へマスク等の衛生用品を配布し感染対策を支援

【課題】

- 通常の営業時間外に開所する場合の人員確保や現場支援員の業務負担の増大
- 学校の学級・学年閉鎖や感染者の発生による事業所が休業した場合の障がい児の居場所の確保

【今後の対応】

○5類移行後の対応

居宅への訪問や電話などによる代替的サービスを実施した事業者に対し、報酬の算定を可能とする取扱いは、一定の条件のもと当分の間実施

○新興感染症発生時の対応

保健所や教育委員会と連携し、感染対策や障がい児の居場所の確保に努める

Ⅱ 保育園の対応

Ⅱ 保育園の対応

【取組と効果】

- ・感染拡大状況に応じた国の通知に従い、保健所等の関係機関と連携しながら、保育施設でのリスク管理を検討して、その都度保育施設及び保護者宛に通知した。
- ・保育料の減免措置、休園をせず感染対策を取って保育を継続する等を行い、保護者の就労を支えた。
- ・濃厚接触者、感染者の管理等について、施設や行政担当者が把握しやすいよう、都度、改定を行った。

【課題】

- ・保育の性質上、3密回避が困難であり、保育施設での感染拡大防止策が課題。
- ・夜間・休日対応、保護者へ個別対応、職員不足の中での保育実施等、職員に負担がかかる。

【今後の対応】

○5類移行後の対応

日常的な衛生管理、当面の間の欠席状況の把握などを継続する。

○新興感染症発生時の対応

基本的な感染症対策と、園児の密集を避けた保育を行う。

Ⅲ 廃棄物処理の対応

Ⅲ 廃棄物処理の対応

家庭ごみ収集運搬業務の維持について

【取組と効果】

- 家庭ごみ収集運搬業務受託業者において、複数の従業員が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより、従事者に不足が生じた。
- 家庭ごみ収集運搬の一部業務の履行が困難であると連絡を受け、関係業者等との調整を行い、別業者が代行収集運搬を実施した。

【課題】

- 感染が蔓延した場合の代行業者の確保
- 担当エリア以外の業者が代行収集した場合（収集運搬距離増）の経費負担

【今後の対応】

○5類移行後の対応

引き続き、感染対策の取り組みについて、機会を捉え受託業者等に呼びかけを行っていく。

○新興感染症発生時の対応

感染等により複数受託業者の業務履行が困難となった場合を想定した持続可能な収集運搬の体制づくりが必要である。

IV 市内各種施設の対応

ア 福祉施設（高齢者関連施設など）

【取組と効果】

高齢者・障がい者施設等へ以下の取り組みを実施し、感染対策、感染時における継続的な施設サービスが提供されるよう努めた

○感染予防・拡大防止に向けた指導・相談等

- ・定期的な感染対策の徹底の呼びかけをはじめ、国・県などの対策の情報提供や施設からの相談に対応した
- ・「地域の茶の間」への開催自粛要請、運営団体へガイドラインを配布
- ・マスク等の衛生物品を提供 高齢系施設：感染が発生した73事業所 障がい系施設：備蓄用衛生物品を市内全事業所（R2）
- ・保健所や新潟医療関連感染制御コンソーシアムとの連携による施設等への感染対策研修の実施

○感染対策等の費用面を支援

<環境整備等への支援>

- ・多床室の個室化 高齢系施設：5施設2,636万円（R2-3） 障がい系施設：1施設3億2,850万円（R2）
- ・オンライン面会支援 高齢系施設：83件632万円（R2） 障がい系施設：1件10万円（R2）
- ・テレワーク導入支援 就労系障がい福祉サービス事業所：5施設295万円（R2）

<事業継続等への支援>

- ・感染下での衛生費用・割増賃金等 高齢系施設：11事業所1,835万円（R2） 障がい系施設：8事業所494万円（R3-4）
- ・施設従事者等のPCR検査 高齢系施設：40施設292名（R2-3） 障がい系施設：3施設5名（R2-3）
- ・帰宅困難な施設従事者へ宿泊施設の提供 高齢系施設：94名 延237日（R4） 障がい系施設：8名 延51日（R4）

ア 福祉施設（高齢者関連施設など）

○業務負担の軽減等

- ・介護等事業所での感染症発生等により、一時的に休止・再開する場合の提出書類を省略可として事務負担を軽減
- ・介護等認定の更新にあたり、入院中・施設入所中で感染対策のため調査困難な場合は、調査を行わず認定有効期間を最長12か月合算する特例措置 介護認定 R2：81件 R3：60件 R4：43件 障がい支援区分認定 R3：7件 R4：3件
- ・要介護等新規・変更申請にあたり、入院中等で対面調査困難な場合は、オンラインによる認定調査を実施

【課題】

- ◆ 施設の自律的な感染対策の実施、嘱託医や協力医療機関との緊密な連携（高齢者・障がい者施設等）
- ◆ コロナ禍で減少した地域の支えあい活動を増加させるなど着実な事業の推進（地域の茶の間等）

【今後の対応】

○5類移行後の対応

保健所と連携し、施設等への感染対策の情報提供や研修を行うことで、感染症に対する知識の習得、対応力の向上を図り、施設の自律的な感染対策を支援

○新興感染症発生時の対応

集団感染が発生するリスクの高さを踏まえ、保健所と連携し、感染症に関する情報提供や研修を行い、施設等が継続してサービス提供ができる業務体制の構築を支援

イ 子育て施設(児童館、子育て支援センター)

【取組と効果】

(児童館・児童センター)

- 感染状況に応じて、入場制限、遊具の一部利用制限、飲食の禁止、イベントの中止等を行った。
- 本市の特別警報やまん延防止等重点措置の際は他の公共施設と同様、休館となった。
- 対応フローを作成し、感染者発生時は、各区と連携・協力し、迅速に対応した。

⇒本市の施設の一斉休館を除いては、感染症対策ガイドラインを参考に、各施設で感染症対策の徹底を図りながら、開館することができた。

(子育て支援センター)

- 利用者数や利用時間の制限により、利用者の入れ替えを行いながら、運営を継続した。
- 電話やオンラインを活用した相談対応(休館中含む)のほか、親子あそびのオンライン配信等により、コロナ禍で外出等が制限され、子育ての悩みや育児疲れを抱える親子の支援を行った。
- 区ごとに、公立・私立の施設職員による情報交換会を実施し、コロナ禍における運営方法や支援のあり方について情報共有を行うことで、各施設できめ細やかな対応を取ることができた。

イ 子育て施設（児童館、子育て支援センター）

【課題】

（児童館・児童センター）

乳幼児から18歳までの子どもたちが誰でも利用できる施設なので、感染拡大防止対策が難しい。

（子育て支援センター）

- ・ オンラインによる相談や配信の実施体制を整備したものの、実際は対面での育児相談や施設への来館を希望する声が多い。
- ・ 人数制限や利用予約については、希望者が偏りがちとなり、新規の利用者にとっては参加しづらいといった声もあり、セーフティネットとしての役割が限定されてしまうことが課題

【今後の対応】

○5類移行後の対応

（児童館・児童センター） 本市の公共施設と同様の対応とする。

（子育て支援センター） 基本的感染症対策を継続。離乳食講座等の飲食を伴うイベントや講座等は再開する。

○新興感染症発生時の対応

（児童館・児童センター） 本市の公共施設の対応に基本合わせるが、開館する場合は、感染症対策を徹底する。

（子育て支援センター） オンラインの活用や利用者数、利用時間の制限などにより、可能な限り開館を継続できる体制を構築する。

ウ 文化施設

【取組と効果】

- ・各施設で感染拡大防止の環境の整備を行うとともに、注意事項をSNS等を通じて周知した。また、国の対処方針や業種別ガイドラインを受けて本市独自のガイドラインを策定した。
 - ・市民芸術相談窓口を設置し、専門スタッフが対応したほか、コロナ禍における市民に発表の場を提供、また文化施設等利用時の対策費用等の支援を行った。
- 施設を安心・安全に提供するとともに休館による影響も最小限となった。発表の場や対策費用等の支援は、コロナ禍における市民の活動再開の契機・後押しとなった。

【課題】

- ・公演中止に伴う市民への文化芸術催事の提供機会を減少させない仕組みづくり。
- ・市民の文化芸術活動を維持・継続するため、様々な角度から効果的な支援策を検討し実施する必要。

【今後の対応】

○5類移行後の対応・・・引き続き相談窓口対応を行うとともに、施設管理者の判断により感染対策は継続する。鑑賞機会の提供及び活動の回復に向けて情報の継続的な発信を行う。文化芸術活動の地元発信の取り組みをバランスを図りながら進める。

○新興感染症発生時の対応・・・新型コロナウイルス感染症発生時の対応に準じて、感染拡大防止に努める。市ガイドラインを策定・周知し、市民の文化活動の維持・継続に効果的な支援を検討、実施する。

エ スポーツ施設

【取組と効果】

- ・感染者の発生後、速やかにスポーツ施設を休館した。また、再開に向けたガイドラインを策定し、感染拡大予防と施設再開を両立し、コロナ禍におけるスポーツ活動の場を提供
- ・スポーツ団体に対し、感染症対策経費を助成し、活動の再開を支援
- ・スポーツイベントの一律の中止ではなく、開催方法を工夫した縮小開催や代替イベントを開催

【課題】

- ・スポーツのイベント等は再開してきているものの、新型コロナウイルス感染症の影響は続いていることから、引き続き、感染拡大状況を注視しながら、市民がスポーツに親しむ機会を確保するとともに、ポストコロナにおける交流人口拡大を見据えた取り組みを進めることが必要

【今後の対応】

○5類移行後の対応

- ・スポーツ施設における感染症対策として、管理者の判断により手指消毒や受付の仕切りは当面継続
- ・スポーツイベントについては、安全面を確保したうえで、「選んでもらえるイベント」の研究

○新興感染症発生時の対応

- ・政府の方針等に基づき、速やかな施設休館や開館時の対策としてガイドラインの再施行などを検討
- ・イベントでは、参加者や関係者の安心・安全を確保するため、感染状況等に応じた開催基準の明確化

オ 公民館・図書館等

【取組と効果】

(1) 取り組み

- ・公民館・図書館等で臨時休館を実施。
(公民館：R2：35日間、R3：56日間 図書館：R2：18日間、R3：14日間)
- ・公民館等で、利用者向け・施設管理者向けの感染症対策ガイドラインを作成。
- ・公民館等で、オンライン講座などを実施。
- ・図書館で、貸出冊数・期間の拡大(10冊→15冊、2週間→3週間)を実施。
- ・R4年3月より、スマートフォンなどで電子書籍が読める「にいがた市電子図書館」を開始。

(2) 効果

- ・感染症対策を講じながら、市民活動や図書館サービスを維持することができた。

【課題】

- ・感染リスクを踏まえながら市民活動の維持や図書館サービスを提供するために、デジタル活用など様々な工夫・アイデアが必要。

【今後の対応】

○5類移行後の対応・・・基本的な感染対策を参考に各施設の判断で対応する。

○新興感染症発生時の対応・・・新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、早急に感染症対策ガイドライン等を作成するなどの感染症対策を講じながら、可能な限り市民サービスの提供に努める。

カ コミュニティ施設

【取組と効果】

- 感染拡大の予防と施設の開館の両立を進めるため、施設管理者向け及び利用者向けのガイドラインを作成し、社会状況の変化に応じて、改正を重ねた。(現行は第11版)
- 県の特別警報の発表やまん延防止等重点措置の適用にあわせ、休館措置を実施した。
- 大規模なクラスターを発生させることなく、最小限の休館措置で、施設運営を継続できた。

【課題】

- 類似施設や併設施設が多く、庁内の連絡調整に労力を要した。
- 休館は仕方ないという意見の一方、一律の休館ではなく利用状況に応じた対応を求める声もあった。

【今後の対応】

○5類移行後の対応

ガイドラインで基本的な感染対策の考え方を示し、利用団体・個人の判断で感染対策を講じた上での利用をお願いする。施設管理上、消毒液の設置や3密の回避などの感染対策を継続する。

○新興感染症発生時の対応

感染拡大の予防と施設の開館の両立を念頭に、必要な対策を講じた上で施設運営を行う。

キ 公園等

【取組と効果】

《取組》

- 特別警報の発令や、まん延防止等重点措置の適用に伴い、公園内の一部施設の利用を制限
- 感染拡大防止のための注意喚起看板を設置

《効果》

- 感染対策を講じつつ公園利用を継続したことにより、屋外での休息や運動等、公園としての効用を提供し続けることができた。

【課題】

- 公園数が多いため、利用制限等の実施については一斉の対応が難しいほか、公園内にある施設の種類が多く、市内類似施設と同等の対応にするため、関連部署との連携が必要。
- 一般的に公園には管理人が常駐していなく、利用制限や感染対策を講じたとしても、利用者のマナーに頼ることとなり、制限や対策の徹底を担保することが難しい。

【今後の対応】

○5類移行後の対応

- ・基本的な感染対策は個人や事業者の判断に委ねる政府方針に基づき、公園においても特別な対応をとらないこととする。
- ・5類移行前に設置した注意喚起看板類は順次撤去する。

○新興感染症発生時の対応

- ・市全体の利用制限等の対応方針に準ずる。

ク 廃棄物関係施設

【取組と効果】

- 感染拡大期における施設の臨時休館・一部施設の利用停止
- 感染症対策ガイドラインに基づいた施設運営
- 施設見学の中止

上記により基本的な感染症対策が徹底され、施設内でのクラスター感染の発生なし

【課題】

- 休館期間以外における指定管理者への費用負担の在り方

【今後の対応】

- 5類移行後の対応

通常営業(感染症対策ガイドラインは廃止) ※基本的な感染対策は自主判断

- 新興感染症発生時の対応

関係部署との情報共有、指定管理者との協議による迅速な対応方針の決定・市民への周知

V 経済、観光等への対応

ア 経済

市内事業者への支援について

【取組と効果】

①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の事業継続と雇用維持への支援

・売上減少した飲食店の事業継続を支援

・新潟県独自の「特別警報」によって、人の移動が活発となる大型連休中とお盆の時期の感染拡大防止を目的に、飲食店等に対する営業時間短縮の要請（新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項）を4回発出。この要請に応じた事業者を対象に要請期間毎に協力金を支給したことに加え、同要請等により影響を受けている飲食関連事業者の事業継続を支援

・令和4年1月以降の感染拡大期には、本県にも「まん延防止等重点措置」が適用されたことを踏まえて、新潟県から発出された時間短縮営業及び酒類提供の停止の要請（新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項）に応じた事業者を対象に協力金を支給したことに加え、同要請によって飲食店等との取引が減少するなど売上が減少した飲食関連事業者の事業継続を支援

・感染症拡大により離職した人を新たに雇う企業に対する補助や、雇用調整助成金を利用するための社会保険労務士手数料補助のほか、従業員のスキルアップのための教育訓練費用の補助等を実施

(参考) 感染拡大防止と事業継続の支援

主な事業	件数	店舗数
感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金事業 (R2.4.24~5.6)	2,369件	-
新型コロナウイルス感染症拡大防止休業協力金事業 (R2.5.7~5.14)	728件	-
テナント等家賃減額協力金事業	413件	-
ビジネス継続支援事業	866件	-
食の新潟飲食店応援事業	2,214件	-
感染症拡大防止協力金第1期(R3.4.21~5.9)	2,402件	2,897店舗
感染症拡大防止協力金第2期(R3.8.10~8.23)	2,583件	3,125店舗
感染症拡大防止協力金第3期(R3.8.24~9.6)	2,587件	3,135店舗
感染症拡大防止協力金第4期(R3.9.7~9.16)	2,568件	3,116店舗
感染症拡大防止協力金第5期(R4.1.21~2.13)	2,714件	3,411店舗
感染症拡大防止協力金第6期(R4.2.14~3.6)	2,700件	3,392店舗
飲食関連事業者応援事業	616件	-
飲食関連事業者応援事業(時短要請枠)	668件	-
飲食関連事業者応援事業(まん延防止枠)	743件	-

当店をご利用のお客様へ 新潟市令和3年度第6期

営業時間の短縮と酒類の提供について

新潟県の要請に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記のとおり営業時間を短縮させていただきます。

通常の開店時刻 通常の閉店時刻

17時00分 ~ 23時00分

実施期間

2月14日(月)~3月6日(日)

実施期間中の営業時間

開店 閉店

17時00分 ~ 21時00分

当店では、終日、酒類を提供していません。
(お客様によるお持込みもできません)

当店では、酒類の提供は20時までです。
(新潟県「にいがた安心なお店応援プロジェクト」認証店のため)

なお、 期間中の日曜日 は休業します。

店舗名	和風居酒屋 万代橋	〇〇店
所在地	新潟市 中央区	〇〇〇
責任者	新潟 三郎	電話 025-〇〇〇-〇〇〇〇

②コロナ禍で変化した経済・社会環境に対応する中小企業の取り組み支援

- ・飲食店の感染症対策やテイクアウト・デリバリーの取り組み、新たな収益事業の創出を目指す中小企業グループの取り組みの支援とともに、新事業展開や事業承継・経営資源の引継ぎに向けた取り組みを支援
- ・コロナ禍で顕在化した社会課題をDXで解決を目指す事業者の実証実験の支援を実施
- ・地域のお店の応援と消費喚起のため、商工団体が実施した商品券の発行事業を支援したほか、商店街等団体が取り組む集客回復に向けた活動を後押し
- ・中小企業の生産性向上に資する機械設備の導入支援については、新型コロナウイルス感染症への対応を後押しするためコロナ対策枠を継続するとともに、経営課題の解決に向けたITツールの導入を支援



個人消費を喚起し、地域のお店を応援
(令和2年度の第1弾以降、計4回実施)



飲食店や関連事業者を支援



企業のDX推進を支援

③ポストコロナを見据えた取り組みの後押し

- ・開業などにチャレンジする中小企業者の資金調達や経営基盤強化の支援に加え、中小企業の経営課題解決を支援する相談窓口を拡充したほか、成長分野への参入を後押しした。
- ・創業や企業誘致、商店街振興などの施策を着実に実行するとともに、オンラインでの移住セミナー・相談の実施や、首都圏から本市へ移住した方に対する国の移住支援金の要件を緩和した本市独自の移住促進特別支援金の支給など、新潟暮らしの推進や雇用促進を図った。



IPCビジネス支援センターによる経営課題の相談



企業誘致ガイドによるPR



本市独自の移住促進特別支援金

【課題】

新型コロナウイルス感染症により生活や行動様式は変化し、事業者の事業環境も劇的に変化



◎市内事業者の円滑な経営改善を支えるためには、社会経済環境の変化への対応をさらに後押しし、新事業展開や成長分野への挑戦を支えるためのきめ細かな支援が重要

◎コロナ禍を契機に、働き方の変化や地方での暮らしに関心が高まっていることを踏まえた施策が重要

【今後の対応】

○5類移行後の対応

- ・高付加価値の事業展開や販路開拓、設備投資による競争力強化などによる事業継続、社会経済活動の活性化に向けた消費喚起の取り組みを支援。
- ・企業誘致・立地を進めるほか、DXと異業種連携を通じた新事業創出を促進するプラットフォームにより、地域産業における成長とイノベーションを後押しする。
- ・働きやすい職場環境の整備や地元就労の意識醸成により、市内就労の環境づくりを進めるとともに、県外に向けた新潟暮らしの魅力発信のほか、テレワーカーの移住・定住促進や首都圏の副業人材を活用した関係人口の創出などにも取り組む。

○新興感染症発生時の対応

- ・今回の対応を踏まえ、国や県等と連携し、市内事業者に向けた適時適切な支援策を講じる。

ア 経済

公共交通について

【取組と効果】

感染症拡大の影響による公共交通利用者の減少を踏まえて、交通事業者の事業継続や公共交通の利用促進を目的とした事業を実施



バス待ち環境の改善等により、バス利用時の快適性が向上

利用者支援の取組みにより、バス・タクシーの利用回復に寄与、事業者の事業継続に一定の効果

【課題】

ハード・ソフト双方の取組みを実施したものの、一部のバス路線が減便

【今後の対応】

○5類移行後の対応

交通事業者への直接支援は終了、公共交通利用促進や環境改善等の取組みは継続

○新興感染症発生時の対応

公共交通利用者や事業者の影響を鑑みて、必要な対応を実施

事業名	実施年度
区バス等キャッシュレス決済導入実証実験	R2
区バス車両感染対策事業	R2
新たな交通推進事業	R2
タクシー事業者デリバリーサービス補助事業	R2
未来に向けたバス・タクシー利用者支援事業	R2,R3
バス・タクシー事業者緊急支援事業	R2,R3,R4
県内高速バス運行支援事業	R2,R3

イ 観光

【取組と効果】

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、令和2年度から4年度にかけて各種イベントの中止や規模縮小を行ったほか、新しい生活様式の実践・普及と経済活動を両立するため、本市の観光事業者、宿泊事業者等による官民連携の「新潟市新しい観光スタイル推進協議会」を設立し、同協議会での意見等を参考に宿泊施設、貸切りバス、MICE活動での感染対策の推進及び新たな商品の企画開発等について支援を行った。

また、利用が減少する新潟空港の盛り上げを図ったほか、感染の拡大により大きな打撃を受けた観光業界に対する緊急追加支援を行った。

これらの取り組みにより、観光業界の新しい生活様式への対応が迅速に展開できたほか、同協議会を通じて関係団体の連携が強化され、ポストコロナに向けた観光推進体制を構築することができた。

○新潟市新しい観光スタイルの検討推進(令和2年度～)

○新潟市宿泊施設感染症対策補助金(令和2～3年度)

○新しいMICE誘致推進事業(令和2～4年度)

○市内で旅行業を営む事業者、宿泊施設を営む事業者の事業継続に向け緊急支援金(令和3～4年度)

イ 観光

【課題】

- ・新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、交流人口の回復基調が鮮明になるなか、本市への観光客の大幅な増加を見据え、観光業界の受入態勢をさらに強化する必要がある。
- ・飲食や宿泊における個人需要は感染拡大前の状況に戻りつつあるものの、長引いたコロナ禍と物価高騰の影響で観光関連事業者は依然として厳しい状況にある。また、大人数が会する宴会、特に立食パーティー等の宴会需要は未だ回復しておらず、宴会が売上の多くを占めるシティホテルの経営に大きな影響を及ぼしている。
- ・同感染症は完全に終息した訳ではないため、これまでの経験を活かしつつ、将来的な再拡大に備えておく必要がある。

【今後の対応】

○5類移行後の対応

- ・教育旅行プログラムの本格的な運用など、新潟市新しい観光スタイル推進協議会を通じて企画した施策の実施や、受入態勢の強化により、本市への誘客を図っていく。

○新興感染症発生時の対応

- ・感染状況や社会情勢の見極めが非常に重要であり、旅行業、宿泊事業を営む事業者など観光関係者と緊密に連携しながら、時機を捉えた効果的な施策展開が必要である。

イ 観光

西蒲区の取り組みについて

【取組と効果】

・下記事業の実施により、コロナ禍による疲れの癒し及び旅館への早急な支援などの一助となり、利用者と旅館双方から好評であった。

NO.	キャンペーン名	対象	割引	期間	利用人数（人）
1	あんしん宿泊割引 キャンペーン 第1弾	新潟市民	1人1泊 宿泊費1/2 (上限5,000円)	予約：令和2年5月25日～9月23日（当初8/31） 宿泊：令和2年6月1日～9月30日	7,422
2	あんしん宿泊割引 キャンペーン 第2弾	新潟市民	1人1泊 宿泊費1/2 (上限5,000円)	予約：令和2年12月9日～令和3年2月27日 宿泊：令和3年1月4日～2月28日	919
3	あんしん宿泊割引 キャンペーン 第3弾	新潟市民	1人1泊 2,000円割引 (※宿の受益者負担1,000円割引)	予約：令和3年6月14日～8月5日 宿泊：令和3年6月15日～8月6日	2,302
4	宿泊おかわりキャンペーン	全国	次回お泊りの際に使える 10,000円クーポン ※先着2,000人	配布：令和3年10月15日～令和4年1月31日 ※令和3年11月28日に先着2,000人に達したため 配布終了。（約17,900枚） 宿泊：令和3年11月1日～令和4年3月31日	1,771
5	ダブル割キャンペーン	県民割に 準ずる	宿泊：1人1泊 2,000円割引 日帰り：1人1回 1,000円割引	予約：令和4年4月1日～7月24日 宿泊：令和4年4月1日～7月31日	宿泊：12,057 日帰り：631

【課題】

・キャンペーン期間中、コロナの再拡大により、キャンセルが発生しましたが、その予算執行残を年度をまたいで活用できたら、更なる効果が見込まれた。

【今後の対応】

○5類移行後の対応

・関係者と緊密な連携を図りながら必要に応じて対応を検討する。

○新興感染症発生時の対応

・社会情勢や国・県の動きなどに注視し、適時、必要な対応を検討する。129

ウ 農業

【取組と効果】 農漁業者や食品関連事業者の業務継続支援

- 入国制限措置や行動制限等に伴う労働力不足
 - ・先端技術を活用したスマート農機導入支援
 - ・効率的な営農に向けた農地の集積・集約化支援
- 感染症拡大による世界規模でのサプライチェーン(供給網)の混乱に伴う農業生産資材等の価格高騰
 - ・化学肥料使用量低減に取り組む農業者の肥料代支援
 - ・地域資源である家畜排せつ物の循環活用に向けた機器導入支援
 - ・施設園芸農業者や漁業者に対し省エネルギー機器等の導入支援
 - ・農業者が負担する農業用排水施設の電気代支援
- 飲食店利用の低迷や催事中止などに伴う消費の落ち込みに対する市内産農水産物の需要喚起・消費拡大
 - ・市内産農水産物の送料支援
- 需要蒸発による売上減少等に直面する事業者の事業継続
 - ・資金借入農業者に対する利子・保証料支援
 - ・中央卸売市場場内事業者に対する施設使用料減免
 - ・新たな需要に対応した作物への切替等を支援

【取組と効果】 生鮮食品等安定供給機能の維持・確保

- 中央卸売市場及び食肉センターにおける感染防止対策の徹底により食の安定供給機能の維持・確保

ウ 農業

【課題】

輸入原材料や生産資材の国際価格が高騰する一方、すぐには農産物価格への転嫁ができるわけではないこと等から、価格高騰の影響を受ける農漁業者に対し、その経営への影響を緩和するための対策を進めると同時に、消費者等の理解も得ながら生産・流通経費等を農産物価格に反映しやすくするための環境整備が求められる。

【今後の対応】

○5類移行後の対応

・引き続き労働力不足等の生産基盤の脆弱化への対応を進めると共に、SDGsに示される開発目標等を踏まえ、環境保全に寄与する取組も推進していく。

○新興感染症発生時の対応

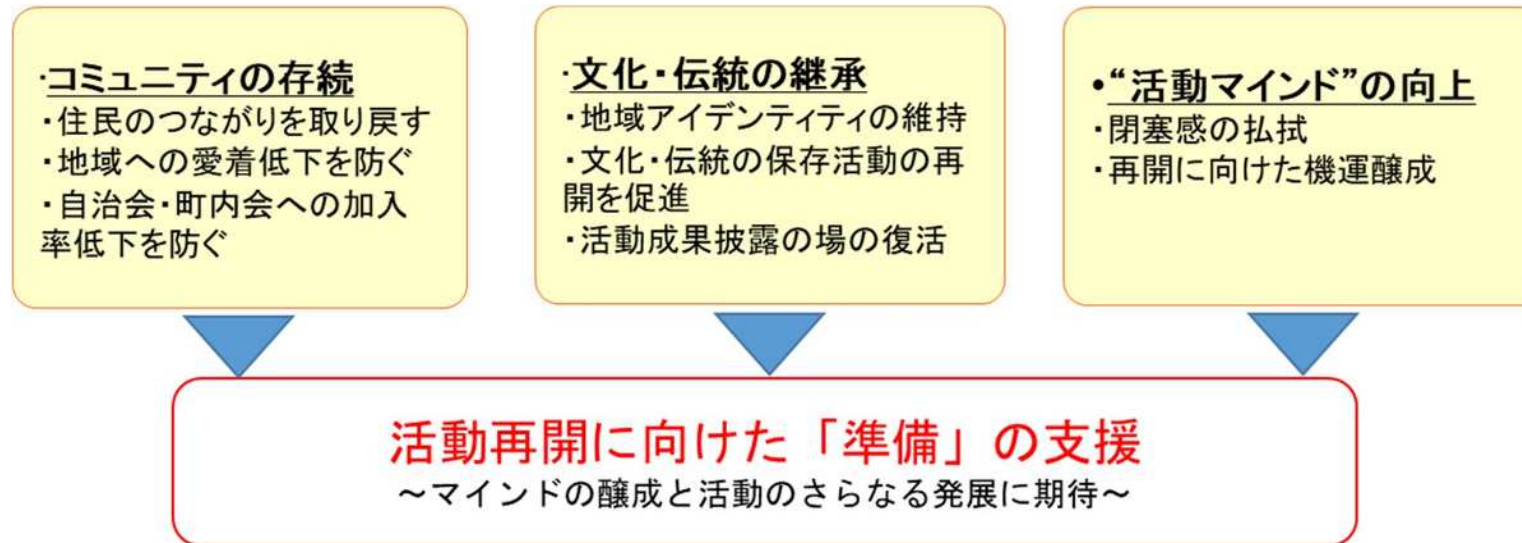
・社会情勢や需要の変化を見据え、農漁業者や食品関係事業者の経営継続に対する支援を講じる。

・高病原性鳥インフルエンザや豚熱を始めとする家畜伝染病については、飼養衛生管理の徹底を図ると共に、発生時には新潟市特定家畜伝染病発生対応マニュアルに基づき対応する。

エ 地域活動

【取組と効果】

「祭り・イベント等用具整備補助事業」を実施



219件、120,306千円の補助金申請を受付(R4, R5)

【課題】 予算規模の見通しが難しい。

【今後の対応】

○5類移行後の対応：時限制度のため終了

○新興感染症発生時の対応：社会状況に応じた補助事業を検討する。

オ 経済社会再興に向けた取り組み

新潟市経済社会再興本部について

【取組と効果】

- 新型コロナウイルスの感染防止と社会経済活動の両立に向け、有効な対策を講じるため、令和2年5月26日に市長を本部長とした新潟市経済社会再興本部を立ち上げた。
- 各種団体や有識者などからの意見をお聞きしながら、機動的な施策立案を推進。
- 緊急的な状況に鑑み、従来の進め方にとらわれず、組織横断的に迅速な施策立案を行ったことは、市役所全体の組織対応力の向上につながった。
- また、令和2年6月17日には経済社会再興サポートチームを設置し、市HPに業界団体向け相談窓口に関する特設ページを設けたり、事業者向け感染予防対策ガイドライン集の作成・周知を図った。

【課題】

- 経済社会再興本部で施策立案した事業には、想定を大きく超える申請をいただいたものがあつた一方で、想定を下回るもの、変更を余儀なくされたもの、制度の使い勝手について意見をいただいたものがあつた。

【今後の対応】

- 5類移行後の対応
コロナ禍の長期化とともに、エネルギーや原材料価格の高騰や、急激な円安による世界経済の減速など、予断を許さない状況が続いていることから、今後も引き続き社会経済の状況を把握し、適時適切な対応を行う。
- 新興感染症発生時の対応
新型コロナウイルス感染症へ対応した実績を踏まえ、適時適切な対応を行う。

4 市民への広報・情報発信

I 新型コロナウイルス感染症

関連情報の発信

ア 市ホームページによる情報発信

【取組と効果】

新型コロナウイルス感染症に関するホームページの運用については、組織横断的に情報を集約し、項目ごとに整理して発信を行った。

コロナ発生以降、ホームページの訪問者数、閲覧数ともに大きく伸びた。特に「市内の感染症患者の発生状況」並びに「ワクチン接種」への情報ニーズが大きく、定期的にページ改修を行いながら、分かりやすくタイムリーな情報発信に努めた。

【課題】

危機事象発生時における適時適切な情報発信の仕組み・体制づくり

(全庁横断的な情報の集約、集約した情報の適切な分類、分かりやすいコンテンツの作成、タイムリーな更新 など)

【今後の対応】

○5類移行後の対応

- ・引き続き、適時適切なホームページによる情報発信を行う
- ・各種広報媒体と連動した効果的な情報発信に取り組む

○新興感染症発生時の対応

- ・今回明らかになった課題をベースに、早急に仕組みや体制を整理し、様々な媒体を組み合わせた適時適切な情報発信を行う。

○新潟市公式ホームページ訪問者数・閲覧数（1か月あたり平均）

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度※1
訪問者数 (前年度比)	564,145 (96%)	642,259 (114%)	832,247 (130%)	775,074
閲覧数/PV (前年度比)	2,981,647 (105%)	3,842,484 (129%)	5,101,946 (133%)	3,489,023
新型コロナ 関連ページ※2	34,984 (全体の1%)	383,132 (全体の10%)	922,776 (全体の18%)	556,540 (全体の16%)

※1：R4年度からアクセス分析ツールを変更したため、前年比較はできない

※2：対象ページは、「コロナメイン」「市内の発生状況」「ワクチン接種メイン」「対象者別」ページ。R4～「ワクチン接種関連ページ」を追加

イ 各種媒体による情報発信

広報紙、SNS、パブリシティによる広報

※パブリシティ：マスコミ等に情報提供し、報道されるように働きかける広報活動

【取組と効果】

新型コロナウイルス感染症に関する情報発信については、市報にいがたなど各広報媒体の特性やターゲット、内容などに応じて、適宜組み合わせながら実施した。

(全体に占めるコロナ関連情報の発信件数は約4割)

さらに、新型コロナワクチン接種の開始に伴い登録者数が大きく増加した市LINE公式アカウントを活用し、ワクチン情報や毎日の感染者の発生状況など、タイムリーな発信に努めた。

【課題】

危機事象発生時における適時適切な情報発信の仕組み・体制づくり

(全庁横断的な情報の集約、集約した情報の適切な分類、各広報媒体の特性や対象、内容などに応じた媒体の選定など)

【今後の対応】

○5類移行後の対応

- ・引き続き、適時適切なホームページによる情報発信を行う
- ・各種広報媒体と連動した効果的な情報発信に取り組む

○新興感染症発生時の対応

- ・今回明らかになった課題をベースに、早急に仕組みや体制を整理し、様々な媒体を組み合わせた適時適切な情報発信を行う。

○各種広報媒体を通じた情報発信件数

【単位：件】

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
情報発信件数 (全体)	2,948	3,003	4,302	4,843
うち、コロナ 関連情報	103 (3%)	1,185 (39%)	1,899 (44%)	1,845 (38%)

<各種広報媒体>

- ①市長定例記者会見 ②プレスリリース ③市報にいがた ④広報テレビ
⑤広報ラジオ ⑥新型コロナTwitter ⑦広報課Facebook
⑧市LINE公式アカウント ⑨PR TIMES ⑩SHIKAMO

イ 各種媒体による情報発信

その他の取り組みについて

【取組と効果】

市長自ら街頭に立ち、感染対策の呼びかけや、チラシの配布を行ったほか、市長メッセージを動画で配信した。

感染拡大時には、新潟駅にポスターを掲示し、学校や市内の事業者等に感染拡大防止のためのチラシを配布し、協力を依頼した。

初期には新しい生活様式普及のため、ジージョ・キョージョの着ぐるみを使い、啓発動画を撮影して、ツイッターに投稿した。

県内での緊急事態宣言、警報の発令、まん延防止措置の適用及びBA.5対策強化宣言の発令時に、各区役所において、午前午後の各1回、広報車により呼びかけを行い、緊急事態宣言時には、防災行政無線も活用した。

【課題】

さまざまな媒体を活用し広報を行ったが、情報弱者への広報に課題がある。

広報車によるパトロール及び防災行政無線は、市民から苦情(うるさい、何を言ってるかわからないなど)を受けるなど、全ての市民への呼びかけには難しさがある。

【今後の対応】

○5類移行後の対応

国・県の方針や専門家の見解を医療機関や高齢者施設に周知する必要がある。

○新興感染症発生時の対応

感染状況に合わせ、市民が留意すべく感染防止対策の広報が必要である。

ウ 記者会見での情報発信

【取組と効果】

- ・ 市長定例記者会見及び新型コロナウイルス感染症対策本部会議後の会見等により情報発信
- ・ 聴覚障がい者も情報を取得できるよう、会見時に手話通訳者（同時）を配置
- ・ 会見時のバックモニターにより、市民への呼びかけ事項等を発信
- ・ 令和2年2月の市内1例目の感染確認の記者説明以降、連日、記者説明会を開催していたが、その後、週2回の説明会開催（火曜日、金曜日）を経て、令和4年10月1日から、全数把握見直しにより、報道資料、市ホームページでの情報発信に変更
- ・ 市長による情報発信のほか担当部署による説明を行ったことで、高い発信力とより詳細な情報発信を両立させることができた。

【課題】

- ・ 記者会見による情報発信のほか、他の媒体と連動した効果的な情報発信の強化

【今後の対応】

○5類移行後の対応

- ・ 制度変更の周知や注意喚起を要する事象が発生した際に記者会見等を実施

○新興感染症発生時の対応

- ・ 記者会見による情報発信のほか、情報発信の強化のため、平時からのSNS情報等の登録者の増加に向けた取り組みを実施

Ⅱ 人権への配慮

Ⅱ 人権への配慮

差別や偏見の防止について

【取組と効果】

新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見は許されるものではないことを広く市民に周知するため、市報や市ホームページの他、さまざまな広報媒体を活用し、人権への配慮の呼びかけとともに、感染症について正しい理解に基づき行動することの情報発信を行った。

ワクチン未接種者やマスク非着用者に対する差別等の防止に係る啓発チラシ・ポスターを作成し、各公共施設や小中学校等に配布して周知を図った。

感染症に対する理解が深まり、新型コロナウイルス感染症に起因する差別防止に一定の効果があった。

【課題】

感染症が広がる早期から、ウイルスの特性や、差別や偏見が許されないものであることを、市民生活部と保健衛生部が連携しながら情報発信していくことが重要である。

【今後の対応】

○5類移行後の対応

市ホームページ内の新型コロナウイルス感染症に関連した差別防止に関する情報は、掲載を継続していくなど、引き続き、人権への配慮に関する情報発信は行っていく。

○新興感染症発生時の対応

感染が広がる早い段階から、ウイルスの特性や調査の必要性、人権への配慮に関する情報発信を行う。